

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2018年4月1日
(第18期) 至 2019年3月31日

広島市中区紙屋町二丁目1番18号

株式会社エディオン

(E03399)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	9
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	16
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	21
1. 株式等の状況	21
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	36
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	37
第5 経理の状況	52
1. 連結財務諸表等	53
2. 財務諸表等	94
第6 提出会社の株式事務の概要	109
第7 提出会社の参考情報	110
1. 提出会社の親会社等の情報	110
2. その他の参考情報	110
第二部 提出会社の保証会社等の情報	111

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDIION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	（082）247－5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目3番33号
【電話番号】	（06）6202－6011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 （東京都千代田区外神田一丁目2番9号） 株式会社エディオン 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号） 株式会社エディオン 大阪支店 （大阪市北区中之島二丁目3番33号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2015年 3 月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月
売上高 (百万円)	691, 216	692, 087	674, 426	686, 284	718, 638
経常利益 (百万円)	11, 118	17, 275	16, 005	16, 167	18, 889
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4, 929	6, 022	13, 118	8, 944	11, 642
包括利益 (百万円)	5, 494	3, 916	13, 455	9, 125	11, 262
純資産額 (百万円)	145, 086	141, 986	151, 512	169, 005	178, 172
総資産額 (百万円)	367, 333	360, 307	368, 161	369, 448	355, 947
1株当たり純資産額 (円)	1, 389. 43	1, 437. 65	1, 558. 86	1, 535. 84	1, 601. 53
1株当たり当期純利益金額 (円)	45. 77	60. 04	133. 04	90. 84	105. 34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	42. 69	47. 66	102. 89	71. 90	93. 78
自己資本比率 (%)	39. 5	39. 4	41. 2	45. 7	50. 1
自己資本利益率 (%)	3. 38	4. 20	8. 94	5. 58	6. 71
株価収益率 (倍)	19. 75	14. 22	7. 69	13. 63	9. 17
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△17, 215	37, 154	19, 333	21, 553	28, 304
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3, 774	△9, 753	△13, 484	△8, 944	△12, 419
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9, 697	△24, 156	△8, 168	△14, 308	△15, 077
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9, 001	12, 246	9, 927	8, 227	9, 035
従業員数 (名)	8, 788	8, 663	8, 551	8, 653	8, 761
[外、平均臨時雇用者数]	[6, 749]	[6, 982]	[6, 676]	[6, 843]	[6, 827]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数には、使用人兼務役員及び当企業グループ外への出向者は含んでおりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

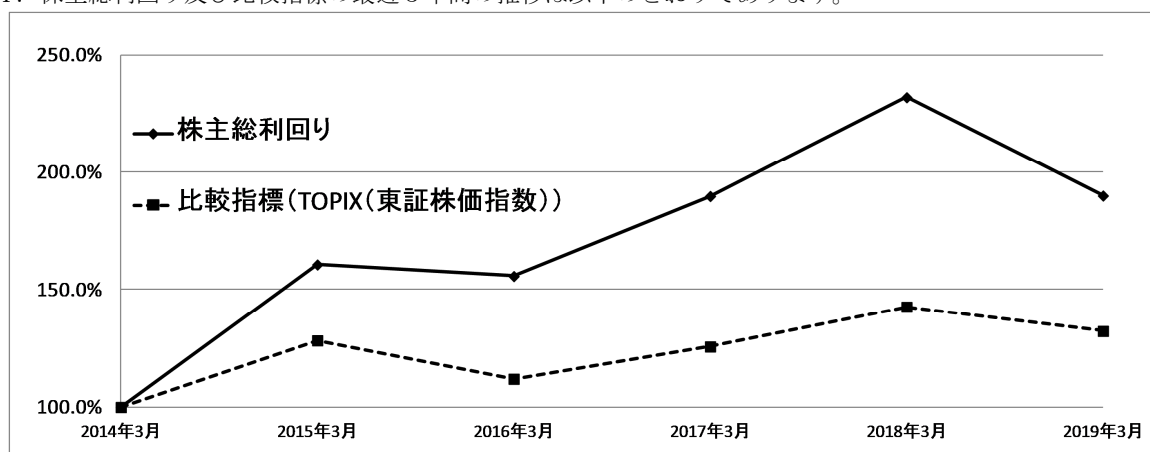
回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	(百万円)	616,692	619,114	605,804	617,354	651,746
経常利益	(百万円)	9,543	15,245	15,011	15,411	18,244
当期純利益	(百万円)	4,562	5,604	13,220	8,650	16,039
資本金	(百万円)	11,940	11,940	11,940	11,940	11,940
発行済株式総数	(千株)	112,005	112,005	112,005	112,005	112,005
純資産額	(百万円)	137,861	136,013	145,527	162,492	176,048
総資産額	(百万円)	352,484	347,527	356,423	358,481	348,766
1株当たり純資産額	(円)	1,320.82	1,377.63	1,497.28	1,476.73	1,582.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	20.00 (10.00)	22.00 (10.00)	26.00 (11.00)	28.00 (13.00)	32.00 (14.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	42.35	55.87	134.07	87.85	145.12
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	39.51	44.36	103.69	69.53	129.20
自己資本比率	(%)	39.1	39.1	40.8	45.3	50.5
自己資本利益率	(%)	3.29	4.09	9.39	5.62	9.48
株価収益率	(倍)	21.35	15.29	7.63	14.09	6.66
配当性向	(%)	47.23	39.38	19.39	31.87	22.05
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	7,431 [5,930]	7,218 [6,209]	7,116 [5,922]	7,416 [6,037]	7,834 [6,127]
株主総利回り (比較指標：TOPIX(東証 株価指数))	(%)	160.7 (128.3)	155.8 (112.0)	189.7 (125.7)	232.0 (142.7)	189.9 (132.3)
最高株価	(円)	1,003	1,002	1,154	1,432	1,293
最低株価	(円)	543	776	801	978	932

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

4. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



2 【沿革】

年月	事項
2002年 3 月	2002年 3 月29日、中国・四国・九州地方を基盤とする株式会社デオデオと中部地方を基盤とする株式会社エイデンが、共同で株式移転方式により当社「株式会社エディオン」を設立。 株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）及び株式会社名古屋証券取引所の市場第一部に上場。
2004年 3 月	株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）上場廃止。
2005年 4 月	株式会社ミドリ電化を株式交換により完全子会社化。
2007年 2 月	株式会社エイデンが株式会社三石電化センターの全株式を取得。
2007年 3 月	石丸電気株式会社の株式を40%取得し、連結子会社化。
2007年 6 月	株式会社サンキューの株式を40%取得し、連結子会社化。
2007年10月	全額出資子会社、株式会社東京エディオンを設立。
2007年11月	株式会社東京エディオンに石丸電気株式会社の株式を売却。
2008年10月	株式会社東京エディオンが石丸電気株式会社の全株式を取得。
2009年 2 月	株式会社エイデンが株式会社東京エディオン、石丸電気株式会社とその子会社及び株式会社三石電化センターを吸収合併。
2009年10月	株式会社デオデオが株式会社ミドリ電化を吸収合併し、社名を株式会社エディオンWESTに変更。 株式会社エイデンが社名を株式会社エディオンEASTに変更。
2010年10月	株式会社エディオンEAST及び株式会社エディオンWESTを吸収合併。 株式会社エイデンコミュニケーションズが社名を株式会社エディオンコミュニケーションズに変更。
2011年10月	株式会社サンキュー（現連結子会社）の全株式を取得。 株式会社サンキューハウスシステム（現連結子会社）の全株式を取得。
2012年 4 月	株式会社サンキューハウスシステムが社名を株式会社エディオンハウスシステムに変更。 株式会社イー・アール・ジャパン（現連結子会社）に出資し、55%の株式を取得。
2014年10月	ホームセンター事業を新設分割により株式会社ホームエキスポに承継、株式会社ホームエキスポの全株式を株式会社カーマ（現DCMカーマ株式会社）に譲渡。
2016年 8 月	株式会社イー・アール・ジャパンの株式を30%取得。
2017年 3 月	株式会社イー・アール・ジャパンの全株式を取得。
2017年 8 月	フォーレスト株式会社（現連結子会社）の全株式を取得。
2018年 3 月	株式会社e-ロジ（現連結子会社）に出資し、80%の株式を取得。
2018年 6 月	株式会社福德（現連結子会社）の全株式を取得。
2018年10月	株式会社エディオンコミュニケーションズを吸収合併。

3【事業の内容】

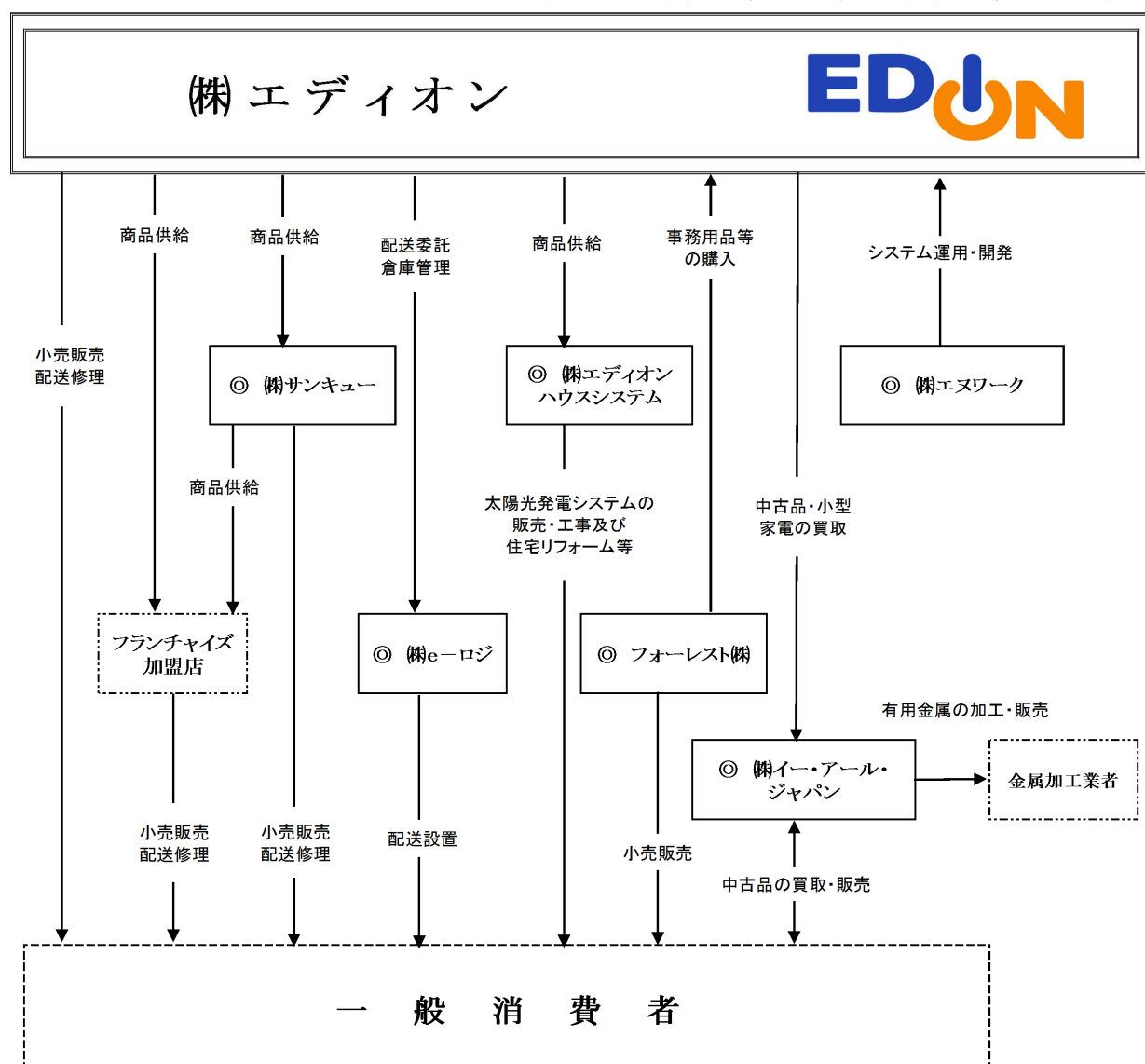
当企業グループは、(株)エディオンと、連結子会社7社（(株)サンキュー、(株)エディオンハウスシステム、(株)エヌワーク、(株)イー・アール・ジャパン、フォーレスト(株)、(株)eーロジ及び(株)福德）及び持分法適用関連会社3社（(株)ちゅピCOMふれあい、(株)サンフレッチェ広島及び(株)マルニ木工）で構成され、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄まで広範囲にわたり家電量販店等を展開しております。

当企業グループ各社の事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

家庭電化商品等の販売	①直営店 (株)エディオン及び(株)サンキューは、家電量販店等（(株)エディオン：367店舗、(株)サンキュー：28店舗）を運営しております。 ②携帯電話専門店 (株)エディオン及び(株)サンキューは、携帯電話専門店（(株)エディオン：32店舗、(株)サンキュー：1店舗）を運営しております。 ③通信販売 (株)エディオンは、インターネット上のショッピングサイト「エディオンネットショップ」を運営し、家庭電化商品等の通信販売事業を展開しております。 ④フランチャイズ店 フランチャイズ契約先（(株)エディオン：754店舗、(株)サンキュー：1店舗）に対して、家庭電化商品等の供給を行っております。
その他の事業	①(株)エディオンは、ソフト専門店6店舗を運営しております。 ②(株)エディオンは、インターネットサービスプロバイダ事業を行っており、会員数は約57万1千人であります。 ③(株)サンキューは、家電修理専門店1店舗を運営しております。 ④(株)エヌワークは、情報システムの運用及び開発をしております。 ⑤(株)エディオンハウスシステムは、太陽光発電システムの販売・工事、住宅リフォーム等を行っております。 ⑥(株)イー・アール・ジャパンは、中古情報通信機器の買取・販売、使用済み家庭電化商品の解体・中間処理及び有用金属の加工・販売を行っております。 ⑦フォーレスト(株)はオフィス用品、日用品、各種業務用品等の販売を行っております。 ⑧(株)eーロジは貨物運送・倉庫管理業等を行っております。 ⑨(株)福德は酒類等の販売を行っております。 ⑩関連会社(株)サンフレッチェ広島は、プロサッカーチームを運営しており、(株)エディオンはクラブトップパートナーを務めております。 ⑪関連会社(株)ちゅピCOMふれあいは、有線テレビジョン放送事業及びCATVインターネット事業を行っております。 ⑫関連会社(株)マルニ木工は、家具の製造販売を行っております。

以上に述べた企業集団等の概況を図示すれば下表のとおりであります。

(◎連結子会社、○持分法適用関連会社、△持分法非適用関連会社)



- その他
- ◎ (株)福德
 - (株)ちゅピCOMふれあい
 - (株)サンフレッチェ広島
 - (株)マルニ木工
 - △ ネオシステム(株)
 - △ (株)HOUSALL

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱サンキュー	福井県福井市	10	家庭電化商品等の販売	100.00	当企業グループ内で商品の供給を受けております。 役員の兼任あり。
㈱エディオンハウスシステム	広島市中区	20	太陽光発電システムの販売・工事 住宅リフォーム等	100.00	当企業グループ内で商品の供給を受けております。 役員の兼任あり。
㈱エヌワーク	名古屋市千種区	30	情報システムの運営及び開発	100.00	当企業グループの情報システムの運用及び開発を委託しております。 役員の兼任あり。
㈱イー・アール・ジャパン	広島市中区	100	リユース事業及びリサイクル事業	100.00	当企業グループ内で中古品及び小型家電の買取をしております。 役員の兼任あり。
フォーレスト㈱	さいたま市大宮区	90	オフィス用品、日用品、各種業務用品等の販売	100.00	役員の兼任あり。
㈱e-ロジ	広島市中区	50	貨物運送事業、倉庫管理事業等	80.00	役員の兼任あり。
㈱福德	広島県福山市	12	酒類等の販売	100.00	当企業グループ内で資金の貸付けを受けております。
(持分法適用関連会社) ㈱ちゅピCOMふれあい (注) 2	広島市中区	1,500	有線テレビジョン放送	16.45	役員の兼任あり。
㈱サンフレッチェ広島	広島市西区	220	プロサッカーチーム	46.96	㈱エディオンがクラブトップパートナーとなっております。 役員の兼任あり。
㈱マルニ木工	広島県廿日市市	100	家具の製造・販売	23.49	当企業グループ内で商品を供給しております。

(注) 1. 主要な連結子会社にキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を導入し、資金の貸付け及び余剰資金の受入れ等一元管理を行っております。

2. 持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を有しているため関連会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当企業グループの事業は、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、従業員の状況のセグメント別の記載は行っておりません。なお、部門別の従業員数は次のとおりであります。

2019年3月31日現在

部門別の名称	従業員数（名）
家庭電化商品等の販売	6,519 [4,991]
その他	1,299 [1,442]
全社（共通）	943 [393]
合計	8,761 [6,827]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数の〔 〕内は臨時雇用者数であり、平均期間就業人員を外数で記載しております。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
7,834 [6,127]	41歳2か月	16年3か月	5,205

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した㈱エディオンコミュニケーションズでの勤続年数を通算しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 従業員数の〔 〕内は臨時雇用者数であり、平均期間就業人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社にはエディオン労働組合があり、U Aゼンセンに加盟しております。

また連結子会社である㈱サンキューにはサンキュー労働組合があります。

2019年3月31日現在の組合員数は、エディオン労働組合が11,462名（出向者及び休職者含む）、サンキュー労働組合が967名で、労使関係は極めて円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当企業グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当企業グループでは、「効用の提供と完全販売によるお客様第一主義の実現」を経営理念として掲げております。私たちはお客様に対して単に商品を販売するのではなく、商品を使用することによってもたらされる楽しさ、豊かさ、便利さ等、商品が持っている「価値」すなわち「効用の提供」をすること、およびその「効用」が維持されるよう優れたサービスを提供し、商品の寿命が尽きるまで最良の状態で使い続けていただく「完全販売」を行うことを私たちの使命であると考えております。また従業員一人ひとりが「おもてなしの心」を持ち、常にお客様への感謝の気持ちと、行き届いた心遣いによる誠実な応対を行うことで、お客様とのより良い信頼関係を長きにわたり築き上げていけるよう努めてまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当企業グループは、事業基盤を強化し収益力を高め、営業利益率の向上に努めております。また、キャッシュ・フロー重視の経営を徹底するとともに、資産・負債の圧縮と収益力の更なる向上を図ることで資本効率を高め、中長期的にROE等の経営指標の改善に努めてまいります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当企業グループをとりまく経済環境は、今後の家電市場が買い替えを中心とした安定需要はあるものの大きな伸長が見込まれないことと、人口及び世帯数の減少が重要な課題であると認識しております。また、スマートフォンの普及によりeコマース市場の拡大が続いており、店舗販売を展開するうえでの様々な課題への対応も重要となっております。

こうした中で当企業グループでは、店舗における営業力の向上と企業の持続的な成長が必要であると認識しており、①販売力の強化、②成長分野への取り組み、③コスト抑制及び④コンプライアンスの徹底に努め、健全かつ持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

①販売力の強化

eコマース市場が拡大を続けている中でも、売上の多くは店舗販売によるものです。店舗での販売力を強化するために、共通ポイントやキャッシュレス決済への対応などにより「顧客接点の拡大」を図ります。店作りにおいては、五感に訴える店舗・居心地の良い店舗と言った、「体験・体感の店作り」を方針といたします。また、物流・サービス体制の強化など「配送ニーズへの対応」も行ってまいります。

お客様のご要望や時代の変化などに『機動力』を上げて俊敏に対応することで、販売力の強化を図ってまいります。

②成長分野への取り組み

リフォーム分野は今後も市場規模の拡大が見込まれており、当社は売上拡大とともに施工体制の強化や施工品質の向上に努めております。また、高機能オリジナル塗料「ロイヤルeコート」による、汚れにくく耐久性に優れた外壁・屋根塗装リフォームなど、新たな商品の販売を行ってまいります。

リフォーム・オール電化などの「エコ・リビングソーラー商品」と、キャッシュレス化をはじめとした新しいサービスの軸となるスマートフォンなどの「モバイルネットワーク商品」を成長の柱として捉え、今後も家電量販店ならではの生活提案や新規商品の開発を行うことで、潜在的な顧客ニーズの発掘と売上拡大を図ってまいります。

③コスト抑制

収益力の向上を図るうえで、販売管理費のコントロールは重要な課題と考えております。社員の販売力強化を図り、店舗の業務効率を改善し、また働き方改革の取り組みを通じて労働時間の適正化を図るなど、人件費の抑制に取り組んでおります。さらに、広告宣伝費や販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

④コンプライアンスの徹底

当企業グループでは、従業員が社会の一員として、また、エディオングループの一員として、法令や社内ルールを遵守し、不正等が発生しない環境を作り上げていくことがお客様からの信用に結びついていくと考えております。今後も、社内研修を通して従業員一人ひとりが法令遵守の認識を深め、社内体制を整備し、また内部統制、内部監査の強化や税務コーポレートガバナンスにも積極的に取り組み、健全かつ持続的な発展ができるようコンプライアンスを徹底してまいります。さらに、経営に関連する新たな法規制等にも迅速に対応してまいります。そのほか、当企業グループの子会社及び関連会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を図るとともに、経営の管理、監督機能を強化することにより、当企業グループ全体のコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

当企業グループにおいて認識しております事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当企業グループが判断したものであります。

(1) 季節的要因について

当企業グループは、㈱エディオン及び㈱サンキューを中心とした家電量販店グループであります。販売する商品の中には季節的要因により売上が左右される商品もあり、夏季における長期的な梅雨、冷夏や暖冬などによっては当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 競合について

当企業グループは、関東・中部・近畿・中国・四国・九州地方に展開する㈱エディオン及び主に北陸・北海道地方を中心に展開する㈱サンキューで構成されておりますが、当企業グループが出店している一部の地域においては同様の商品を取り扱う他社の店舗が多数存在し競争が激化しております。また、現在当企業グループの店舗の近隣に他社の競合店舗が存在しない場合でも、今後の他社の新規出店によっては競争が激化してまいります。企業の統廃合や再編が繰り返される状況下で、お互いの出店競争や価格競争などが激化して当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 自然災害・事故等について

当企業グループは、自然災害や事故等からお客様の安全を確保するため、消防法等の法令遵守の徹底、店舗の耐震性の強化など、防災対策を徹底して行っております。しかしながら、地震・台風等の大規模な自然災害により店舗等が被災した場合や店舗において火災が発生した場合、被災店舗の営業休止、被害に遭われた方々に対する損害賠償責任、人的資源の喪失、固定資産やたな卸資産の被害等が発生し、当企業グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。また、取引先の被災等により通常の商品供給が困難となり、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 情報セキュリティについて

当企業グループは、カード会員情報や顧客購入履歴データなど、多くの個人情報を取り扱っております。また、グループ各社の技術・営業等に関する機密情報等を多数保有しております。これらの情報については、「エディオングループ情報セキュリティ管理規程」によって厳重に管理されておりますが、不測の事態等により、万が一情報の流出等が発生した場合には、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 固定資産の減損会計について

当企業グループは、店舗等に係る有形固定資産及び無形固定資産など多額の固定資産を保有しております。店舗等の収益性の低下により各店舗等の簿価が回収できない事が見込まれる場合、もしくは「固定資産の減損に係る会計基準」等の変更がある場合、当該店舗等について減損損失が計上され、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 店舗開発について

当企業グループの新規出店する際の出店先の選定については、店舗の採算性を最も重視しており、差入保証金や家賃等の出店条件、商圈人口、競合状況及び店前通行量等の事前立地調査に基づく投資回収期間及び予想利益等の一定条件を満たすものを出店対象物件としております。このため、当社の出店条件に合致する物件が出店計画数に満たない場合には、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 外部委託業者の活用について

当企業グループは、営業活動を行う上で、情報システム機器の管理、商品の配送・設置・修理や産業廃棄物の処理等、外部の業者と契約を締結し業務の一部を委託しております。これらの外部委託業者については、内部の「外注管理規程」や情報管理に関する諸規程等にしがたい厳正なる審査を行ったうえで外部委託業者の選定を行い、常にコンプライアンスに注視しておりますが、外部委託業者が業務を行ううえで遵守すべき法令やガイドラインに違反する行為があった場合には、当企業グループの業績に影響を与える可能性があります。また、当企業グループは、外部委託業者の信用状況を常時確認しておりますが、これらの外部委託業者が倒産する等、予定されていた外部委託業者との取引に支障が生じた場合や、外部委託業者に対する売掛債権に予期せぬ貸倒が生じた場合にも、当企業グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 法的規制等について

①大規模小売店舗立地法について

当企業グループの出店及び増床に関しては、売場面積が1,000㎡超の場合「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）により、都市計画、交通渋滞、騒音といった地域環境等の観点から地元自治体の審査及び規制を受けております。今後の出店計画においても、これらの法的規制及び規制の変更等の影響を受ける可能性があります。

②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律について

当企業グループは、事業を遂行する上で、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）に基づく規制等によって、訴訟、規制当局による措置及びその他の法的手続に関するリスクを有しております。訴訟、規制当局による措置及びその他の法的手続により、当企業グループに対して損害賠償請求や規制当局による金銭的な賦課を課され、又は事業の遂行に関する制約が加えられる可能性があり、かかる訴訟、規制当局による措置及びその他の法的手段は、当企業グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社は、公正取引委員会から、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、2012年2月16日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

なお、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求することを決定し、2012年4月24日付で審判手続開始の決定がなされました。同審判は、2018年3月20日に結審しておりますが、審決の時期は未定であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における家電小売業界は、年間を通じてエアコンが好調であったほか、4K本放送の開始によりテレビも順調でした。冷蔵庫や洗濯機も拡大基調が続くなど、総じて堅調に推移いたしました。

こうした中で当企業グループにおきましては、リフォーム分野の更なる強化のため、高機能オリジナル塗料「プレミアムeコート」による外壁・屋根塗装リフォームの取扱を開始いたしました。また、プライベートブランド商品「e angle（イー アングル）」の販売を開始いたしました。「e angle」は、「くらしを、新しい角度から。」をコンセプトに、お客様の声を活かして当社が一から企画・デザインを行い、国内外の協力メーカー・工場に委託して製造・販売をしております。当社は、今後も「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」として、様々な取り組みを行ってまいります。

連結業績の概況

	2018年3月期	2019年3月期	増減額	前期比（％）
連結売上高（百万円）	686,284	718,638	32,354	104.7
営業利益（百万円）	15,378	17,842	2,464	116.0
経常利益（百万円）	16,167	18,889	2,722	116.8
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	8,944	11,642	2,697	130.2

< 連結売上高 >

当連結会計年度の連結売上高は7,186億38百万円（前期比104.7％）となりました。これは大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震といった自然災害による一時的な減収要因もありましたが、記録的な猛暑に伴いエアコン等の季節家電商品が大幅な増加を示したとともに、高付加価値商品を中心とした洗濯機・クリーナー、冷蔵庫等の生活家電商品が伸長し、また4K対応商品を中心とするテレビも好調に推移したこと等によるものであります。

< 営業利益 >

当連結会計年度の営業利益は178億42百万円（前期比116.0％）となりました。これは物流費や倉庫料といった配送コスト全般の上昇や、決済手段の多様化に伴う手数料の増加、また携帯電話や高付加価値商品に対する販促策としてのポイント付与の増加等により販売費及び一般管理費が増加したものの、粗利率の高いエアコンや高付加価値商品の売上が伸長し、売上総利益率を押し上げたこと等によるものであります。

< 経常利益 >

当連結会計年度の経常利益は188億89百万円（前期比116.8％）となりました。これは主に営業利益の増加によるものであります。

< 親会社株主に帰属する当期純利益 >

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は116億42百万円（前期比130.2％）となりました。これは主に減損損失が10億81百万円あったこと等によるものであります。

なお、商品分類別売上高は以下のとおりです。

商品分類別売上高

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		前期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	(%)
家電					
テレビ	45,954	6.7	49,179	6.8	107.0
ビデオ・カメラ	26,503	3.9	24,722	3.4	93.3
オーディオ	13,362	1.9	13,351	1.9	99.9
冷蔵庫	50,058	7.3	53,214	7.4	106.3
洗濯機・クリーナー	66,742	9.7	69,832	9.7	104.6
電子レンジ・調理家電	35,988	5.3	35,807	5.0	99.5
理美容・健康器具	26,360	3.8	26,292	3.7	99.7
照明器具	8,121	1.2	7,578	1.1	93.3
エアコン	69,377	10.1	78,424	10.9	113.0
その他空調機器	22,692	3.3	22,250	3.1	98.1
その他	20,243	3.0	21,100	2.9	104.2
小計	385,404	56.2	401,754	55.9	104.2
情報家電					
パソコン	39,260	5.7	40,165	5.6	102.3
パソコン関連商品	44,119	6.4	44,018	6.1	99.8
携帯電話	63,949	9.3	72,149	10.0	112.8
その他	16,652	2.5	16,897	2.4	101.5
小計	163,981	23.9	173,231	24.1	105.6
その他					
ゲーム・玩具	26,976	3.9	25,123	3.5	93.1
音響ソフト・楽器	3,722	0.5	3,363	0.5	90.4
住宅設備	41,759	6.1	45,755	6.4	109.6
家電修理・工事収入	26,323	3.8	29,001	4.0	110.2
その他	38,115	5.6	40,409	5.6	106.0
小計	136,898	19.9	143,652	20.0	104.9
合計	686,284	100.0	718,638	100.0	104.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

連結財政状態

	前連結会計年度末	当連結会計年度末	比較増減
総資産（百万円）	369,448	355,947	△13,501
負債（百万円）	200,443	177,775	△22,668
純資産（百万円）	169,005	178,172	9,167
自己資本比率（％）	45.7	50.1	4.4
1株当たり純資産（円）	1,535.84	1,601.53	65.69
有利子負債残高（百万円）	58,542	47,109	△11,432

総資産は、前連結会計年度末と比較し135億1百万円減少し、3,559億47百万円となりました。これは在庫を大幅に圧縮した事による商品及び製品の減少等による流動資産の減少が136億23百万円あったことと、なんば本店や広島本店といった大型店の出店準備に伴う有形固定資産の増加による固定資産の増加が1億22百万円あったこと等によるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較し226億68百万円減少し、1,777億75百万円となりました。これは支払手形及び買掛金や短期借入金の減少等による流動負債の減少が279億73百万円あったことと、長期借入金の借り換えに伴う増加（1年内返済予定の長期借入金からの振り替え）等による固定負債の増加が53億5百万円あったこと等によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較し91億67百万円増加し、1,781億72百万円となりました。これは、配当金の支払に伴う減少が31億92百万円あったものの、親会社株主に帰属する当期純利益が116億42百万円、転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換等による自己株式の減少が10億29百万円あったこと等によるものであります。

詳細は連結株主資本等変動計算書をご参照下さい。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の45.7%から当連結会計年度末は50.1%となりました。

②キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度	当連結会計年度	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	21,553	28,304	6,751
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△8,944	△12,419	△3,474
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△14,308	△15,077	△768
現金及び現金同等物の増減額（百万円）	△1,699	808	2,507
現金及び現金同等物の期首残高（百万円）	9,927	8,227	△1,699
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	8,227	9,035	808

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較し8億8百万円増加し、90億35百万円（前期比109.8%）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は283億4百万円（前連結会計年度に得られた資金は215億53百万円）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が173億91百万円、減価償却費が98億92百万円、減損損失が10億81百万円、たな卸資産の減少による資金の増加が149億30百万円、仕入債務の減少による資金の減少が159億90百万円、法人税等の支払額が59億53百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は124億19百万円（前連結会計年度に使用した資金は89億44百万円）となりました。これは、当連結会計年度中の新規出店と翌期以降の出店等に係る有形固定資産の取得による支出が112億54百万円、有形固定資産の売却による収入が8億78百万円、無形固定資産の取得による支出が17億27百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は150億77百万円（前連結会計年度に使用した資金は143億8百万円）となりました。これは、短期借入金の純減少額が30億70百万円、長期借入れによる収入が83億円、長期借入金の返済による支出が169億91百万円、配当金の支払額が29億39百万円あったこと等によるものであります。

(当企業グループのキャッシュ・フロー指標のトレンド)

	第14期 2015年3月期	第15期 2016年3月期	第16期 2017年3月期	第17期 2018年3月期	第18期 2019年3月期
自己資本比率（％）	39.5	39.4	41.2	45.7	50.1
時価ベースの自己資本比率（％）	25.7	23.4	27.0	36.9	30.2
債務償還年数（年）	—	1.9	3.5	2.7	1.7
インタレスト・カバレッジ・レシオ	—	60.0	40.9	51.7	96.6

自己資本比率：（純資産－新株予約権－非支配株主持分）／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

債務償還年数：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。
2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。
4. 第14期の債務償還年数とインタレスト・カバレッジ・レシオは営業キャッシュ・フローがマイナスのため記載しておりません。

(2) 資本の財源及び資金の流動性

①キャッシュ・フローの状況

当企業グループの資金状況は、「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

②資金需要

当企業グループの運転資金需要のうち主なものは、家庭電化商品等の仕入れのほか、販売費及び一般管理費などの営業費用であります。営業費用の主なものは広告宣伝費、給料手当及び賞与、法定福利及び厚生費等の人件費のほか、水道光熱費、地代家賃及び修繕維持費等であります。

設備資金需要のうち主なものは、新規店舗出店に伴う建物及び工具、器具及び備品の取得のほか、差入保証金等あります。

③財務政策

当企業グループは、基本的に運転資金については、自己資金または短期借入金により調達しております。

これに対し設備資金については、自己資金、長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債で調達しており、2019年3月31日現在、1年以内に返済予定のものを含む長期借入金の残高は439億69百万円であり金融機関からの借入によるものであります。また、転換社債型新株予約権付社債の残高は156億25百万円であります。

当企業グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出すことによって、当企業グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備資金を調達することが可能と考えております。

(3) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

(1) クレジット契約

当企業グループは、クレジット販売に関してクレジット会社と加盟店契約を締結しております。

a 契約の内容	消費者に対して販売した商品代金等をクレジット会社が購入者に代わって立替払いすること。
b 契約先	株式会社オリエントコーポレーション、株式会社セディナ、三井住友カード株式会社、三菱ＵＦＪニコス株式会社、株式会社ジェーシービー、楽天カード株式会社、イオンクレジットサービス株式会社、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Ｉｎｃ 他
c 契約期間	１年間（自動更新）

(2) フランチャイズ契約

当企業グループは、経営理念を同じくする他社と提携し、共存共栄を図りながら経営基盤の拡充を行うことを目的として、独自のシステムによるフランチャイズ契約を締結し、チェーン店を展開しております。

a 契約の目的	当社及び当社の一部の子会社（甲）は、加盟店（乙）に対して甲の店名・商標その他営業の象徴となるもの及び商品並びに経営ノウハウを提供し、乙は受け入れたノウハウに基づき資金・人材を投下し、甲と同一と見られるイメージのもとに継続して営業を行うことにより、両者が繁栄発展することを目的とする。
b 仕入及び販売	乙の販売する商品は甲から仕入れ、甲の提供したノウハウによって消費者に販売しアフターサービスを行う。
c 代金決済	甲は、乙の販売実績に応じた定率のマーヅンを原価相当額に加算して乙への請求額とし、乙は請求締日から30日以内に現金又は手形で決済する。
d 営業助成	甲は、商品情報・市場動向情報を提供し、販売技術・展示技術・販売促進・配送設置・アフターサービスの実施・その他営業管理全般にわたる助成と教育指導を行う。
e 契約期間	契約発効の日から満5ヶ年とし、5年経過後、双方協議の上更に5年間延長する。その後、契約期間満了3ヶ月前までに双方異議ないときは、この契約は自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当企業グループは、販売力強化を図るために家電直営店を12店舗新設し、1店舗を移転いたしました。一方で家電直営店1店舗を閉鎖いたしました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は137億39百万円となりました。その部門別内訳は以下のとおりであります。

種別	店名・部門名	金額（百万円）
家庭電化商品販売部門		
新設によるもの	エディオン都城吉尾店他	2,288
移転、増床によるもの	エディオンモザイクモール港北店他	99
既存店増強によるもの		3,927
システムの開発によるもの		2,737
翌期以降の投資によるもの		3,974
家庭電化商品販売部門小計		13,027
その他部門	本社部門	711
その他部門小計		711
合計		13,739

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
大阪事務所他本社施設 (大阪市北区他)	管理業務	事務所	923	645	423 (3,476) [19,607]	—	69	2,061	1,051
長野県内店舗（10店）	家電販売	店舗設備	263	64	22 (694) [31,443]	—	32	382	127
岐阜県内店舗（26店）	家電販売	店舗設備	1,685	230	35 (678) [83,655]	—	72	2,024	288
静岡県内店舗（24店）	家電販売	店舗設備	1,459	216	34 (661) [71,942]	18	51	1,781	349
愛知県内店舗（72店）	家電販売	店舗設備	5,402	725	10,510 (41,035) [134,253]	846	167	17,652	1,229
三重県内店舗（17店）	家電販売	店舗設備	618	155	— [51,312]	22	20	818	238
滋賀県内店舗（9店）	家電販売	店舗設備	644	33	532 (11,776) [24,920]	—	—	1,210	117
京都府内店舗（16店）	家電販売	店舗設備	1,025	185	836 (6,853) [18,323]	—	15	2,062	236

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
大阪府内店舗（41店）	家電販売	店舗設備	6,572	567	7,891 (39,834) [127,520]	122	43	15,197	689
兵庫県内店舗（34店）	家電販売	店舗設備	3,887	610	2,827 (12,849) [111,538]	123	79	7,528	665
奈良県内店舗（6店）	家電販売	店舗設備	678	86	— [28,536]	—	0	765	92
和歌山県内店舗（3店）	家電販売	店舗設備	3	3	— [4,061]	—	—	7	30
鳥取県内店舗（5店）	家電販売	店舗設備	849	63	805 (7,345) [3,303]	—	0	1,718	87
島根県内店舗（7店）	家電販売	店舗設備	869	46	1,551 (17,044) [17,226]	—	12	2,480	98
岡山県内店舗（21店）	家電販売	店舗設備	3,042	259	4,953 (24,692) [25,932]	23	66	8,345	368
広島県内店舗（36店）	家電販売	店舗設備	11,108	1,047	15,808 (47,949) [89,708]	58	92	28,115	971
山口県内店舗（15店）	家電販売	店舗設備	3,027	226	5,272 (34,929) [40,146]	23	76	8,625	243
関東地区店舗（10店）	家電販売	店舗設備	272	108	— [12,540]	20	—	402	158
四国地区店舗（16店）	家電販売	店舗設備	2,278	196	1,100 (5,193) [53,227]	23	32	3,631	267
九州地区店舗（38店）	家電販売	店舗設備	3,770	470	2,624 (20,004) [89,708]	—	35	6,907	531
出店予定地	家電販売	出店予定 地	—	0	— [—]	—	—	0	—
連結会社への 賃貸設備	その他	店舗設備	—	46	— [—]	59	—	105	—
連結会社以外への 賃貸設備	その他	店舗設備	3,242	60	10,992 (114,554) [121,385]	—	0	14,295	—
その他	その他	その他	149	—	306 (1,148) [—]	—	—	456	—
合計	—	—	51,781	6,056	66,533 (390,720) [1,160,295]	1,339	870	126,582	7,834

（注）１．従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

２．連結会社以外の者から賃借している土地の面積は、〔 〕で外書しております。

(2) 国内子会社

①株式会社サンキュー

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社施設等 (福井県福井市他)	管理業務	事務所	66	10	1	—	—	79	58
北海道内店舗（8店）	家電販売	店舗設備	1,101	83	407 (12,047) [135,949]	—	—	1,592	214
富山県内店舗（5店）	家電販売	店舗設備	2	0	— [25,868]	—	0	2	58
石川県内店舗（8店）	家電販売	店舗設備	1,534	61	58 (1,677) [62,221]	—	0	1,655	164
福井県内店舗（6店）	家電販売	店舗設備	1,969	81	— [56,069]	—	—	2,051	146
山陰地区店舗（3店）	家電販売	店舗設備	639	30	— [29,155]	—	—	670	64
連結会社への 賃貸設備	その他	店舗設備	119	0	— [13,934]	—	—	119	—
連結会社以外への 賃貸設備	その他	店舗設備	24	0	— [3,060]	—	—	24	—
合計	—	—	5,457	268	468 (13,724) [326,259]	—	0	6,194	704

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

2. 連結会社以外の者から賃借している土地の面積は、[] で外書しております。

②その他の主要な連結子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)エディオン ハウスシステム	広島市 中区	その他	事務所等	—	0	—	—	—	0	19
(株)エヌワーク	名古屋市 千種区	その他	事務所等	15	46	—	—	—	61	100
(株)イー・アール・ジャパン	広島市 中区	その他	工場設備	459	4	423 (19,707)	120	70	1,077	18
フォーレスト (株)	さいたま 市 大宮区	オフィス 用品等の 販売	事務所等	9	33	—	—	15	59	77
(株)e-ロジ	大阪市 北区	その他	事務所等	—	0	—	—	—	0	8
(株)福德	福山市	その他	店舗設備	—	0	—	—	—	0	1

(注) 従業員数には、使用人兼務役員及び他社への出向者は含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度後1年間の設備投資（新規出店に伴う新設）は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	投資予定額		着手年月	完了予定年月	予定売 場面積 (㎡)
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
㈱エディオン	イオンモール橿原店 (奈良県橿原市)	家電販売	新設	303	97	2018年12月	2019年4月	2,257
	なんば本店 (大阪市中央区)	家電販売	新設	7,362	2,961	2015年10月	2019年6月	12,644
	広島本店 (広島市中区)	家電販売	建替	6,050	2,634	2017年2月	2019年6月	13,196
	中部地区 2店舗	家電販売	新設	403	—	未定	2019年11月	3,470
	近畿地区 3店舗	家電販売	移転	1,153	36	未定	2019年11月	6,115
	合計			15,272	5,730			37,682

- (注) 1. 今後の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によって充当する予定であります。
 2. 所在地に複数の店舗があるため、着手年月については、当該店舗のうち着手年月が最も早いものを、完成予定年月については、当該店舗のうち完成予定年月日が最も遅いものを記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2019年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2019年6月28日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	112,005,636	112,005,636	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	112,005,636	112,005,636	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2014年9月17日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,500個及び代替新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	656,628（注）1	664,680（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	883.3（注）2	872.6（注）2
新株予約権の行使期間	（注）3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 883.3 資本組入額 442.0 （注）4	発行価格 872.6 資本組入額 437.0 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	（注）7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左
新株予約権付社債の残高（百万円）	580	580

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は、当社普通株式(単元株式数 100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注) 2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (3) 転換価額の調整条項に該当したため、2016年4月1日以降896円から894円に調整されている。
 - (4) 転換価額の調整条項に該当したため、2017年4月1日以降894円から888.8円に調整されている。
 - (5) 転換価額の調整条項に該当したため、2018年4月1日以降888.8円から883.3円に調整されている。
 - (6) 転換価額の調整条項に該当したため、2019年4月1日以降883.3円から872.6円に調整されている。
3. 2014年10月17日から2021年9月17日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2021年9月17日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2021年7月1日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
 - ①(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBB+以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3.記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
 なお、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
6. 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
8. (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ①新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ②新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2.(2)と同様の調整に服する。
 - (i)合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii)上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、(注) 3. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注) 5. (2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2015年6月3日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,500個及び代替新株予約 権付社債に係る本社債の 額面金額合計額を1,000万 円で除した個数の合計数	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,269,938（注）1	12,420,303（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,222.5（注）2	1,207.7（注）2
新株予約権の行使期間	（注）3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,222.5 資本組入額 612.0 （注）4	発行価格 1,207.7 資本組入額 604.0 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6	同左
代用払込みに関する事項	（注）7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	（注）8	同左
新株予約権付社債の残高（百万円）	15,000	15,000

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は、当社普通株式(単元株式数 100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注) 2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 転換価額の調整条項に該当したため、2016年4月1日以降1,240円から1,237.2円に調整されている。

(4) 転換価額の調整条項に該当したため、2017年4月1日以降1,237.2円から1,230.1円に調整されている。

(5) 転換価額の調整条項に該当したため、2018年4月1日以降1,230.1円から1,225.5円に調整されている。

(6) 転換価額の調整条項に該当したため、2019年4月1日以降1,225.5円から1,207.7円に調整されている。

3. 2015年7月3日から2025年6月5日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025年6月5日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2025年3月19日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2025年1月1日に開始する四半期に関しては、2025年3月18日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
- ①(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBB+以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
- ②当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3.記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
- なお、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
6. 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
8. (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ①新株予約権の数
- 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- ②新株予約権の目的である株式の種類
- 承継会社等の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である株式の数
- 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2.(2)と同様の調整に服する。
- (i)合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii)上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、(注) 3. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注) 5. (2)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2014年9月17日取締役会決議）

	第4四半期会計期間 (2019年1月1日から 2019年3月31日まで)	第18期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	—	100
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	—	1,132,117
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	—	883.3
当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	1,442
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	16,231,117
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	888.4
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—	—

②2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2015年6月3日取締役会決議）

	第4四半期会計期間 (2019年1月1日から 2019年3月31日まで)	第18期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年9月11日 (注)	6,340,000	112,005,636	1,765	11,940	1,765	64,137

(注) 第三者割当 発行価格 557円
資本組入額 278.5円
割当先 株式会社L I X I Lグループ

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	54	34	442	189	23	40,781	41,523	－
所有株式数 （単元）	－	375,965	19,896	179,719	198,447	67	345,011	1,119,105	95,136
所有株式数の 割合（％）	－	33.59	1.78	16.06	17.73	0.01	30.83	100.00	－

- (注) 1. 証券保管振替機構名義の株式2,222株は、「その他の法人」の欄に22単元及び「単元未満株式の状況」の欄に22株含めて記載しております。
2. 自己株式754,339株は、「個人その他」の欄に7,543単元及び「単元未満株式の状況」の欄に39株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社L I X I Lグループ	東京都江東区大島二丁目1番1号	8,961	8.05
エディオングループ社員持株会	大阪市北区中之島二丁目3番33号	7,800	7.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6,613	5.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,684	5.11
株式会社ダイイチ	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	3,449	3.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,630	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,335	2.10
久保 允誉	広島市東区	2,063	1.85
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,811	1.63
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	Palisades West 6300, Bee Cave Road Building One Austin TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,708	1.54
計	—	43,059	38.70

- (注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式が754千株あります。

3. 2019年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社、みずほインターナショナル（Mizuho International plc）が2019年2月28日付でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	株式 3,594,460	3.05
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 3,569,500	3.03
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	株式 0	0.00

4. 2019年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL Plc、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.、野村アセットマネジメント株式会社が2019年3月15日付でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 2,894,166	2.49
ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	株式 2,446,916	2.07
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式 3,108,000	2.77

5. 2019年4月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2019年3月25日付でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	株式 1,692,302	1.51
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	株式 3,034,500	2.71
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	株式 390,500	0.35
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	株式 1,350,056	1.21

6. 2019年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和住銀投信投資顧問株式会社が2019年3月29日付で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
大和住銀投信投資顧問株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号	株式 5,788,400	5.17

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 754,300	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 111,156,200	1,111,562	同上
単元未満株式	普通株式 95,136	—	—
発行済株式総数	112,005,636	—	—
総株主の議決権	—	1,111,562	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二 丁目1番18号	754,300	—	754,300	0.67
計	—	754,300	—	754,300	0.67

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の内容)

①制度の概要

当社は、社外取締役を除く取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象にした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理いたします。

②取締役及び執行役員に交付する予定の株式の総数

1年当たり、470,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）

③当該制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

対象取締役等のうち、受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,551	1,798,053
当期間における取得自己株式	103	99,419

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)3	1,217,717	1,098,696,800	—	—
保有自己株式数	754,339	—	754,442	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

3. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数1,132,117株、処分価額の総額1,000,000,000円)及び取締役及び執行役員に対する株式報酬(株式数85,600株、処分価額の総額98,696,800円)であります。

3【配当政策】

当社は、グループとして安定的な経営基盤の確保に努めるほか、株主還元を経営の重要課題と考えており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

また、当社は「取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

これらの基本方針をもとにして、当事業年度は1株当たり32円（うち中間配当14円）の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、今後の設備投資等の経営基盤強化に役立てることとし、将来における株主様の利益確保に役立てる所存であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2018年10月31日 取締役会	1,541	14
2019年6月27日 定時株主総会	2,002	18

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく安心と信頼のもとに成り立つ地域密着型のビジネスを展開しており、サービス型小売業として地域社会に受け入れられ、広くご愛顧をいただくために以下の3つを事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役及び従業員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともにステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を全ういたします。

第三に、迅速かつ的確な意思決定と強力な業務執行を行うトップマネジメント体制づくり及び現場情報とステークホルダーのご意見ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーションの向上に努めます。

当企業グループではこれらを確実に機能させるための経営監視体制を構築し、グループ全体のガバナンス強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会や法令による設置義務のない経営会議等の会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っているほか、取締役会の諮問機関として任意の「指名報酬委員会」及び「マネジメント・ディスカッションミーティング」を設置しております。

「指名報酬委員会」は過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とし、当社及び子会社の取締役・執行役員の選解任、後継者計画及び報酬に関する事項などを検討いたします。

「マネジメント・ディスカッションミーティング」は、代表取締役及び社外役員から構成され、経営上重要な課題に関する意見交換を行っております。

また、監査役会は、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行について厳正な監査を実施し、内部監査部門と連絡会議等による情報共有を図っております。

さらに、「リスク管理委員会」の下に「コンプライアンス委員会」及び「情報セキュリティ委員会」を設置し、コンプライアンスを含めグループ企業を取り巻くリスクを総括的に管理する環境を整備しております。

以上の体制をとることにより、グループ全体のガバナンス強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当企業グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主様、お客様、お取引先様、地域社会というステークホルダーからいただく安心と信頼のもとに成り立つ地域密着型の小売業であります。

競争と変化の激しい経営環境の中で発展を続けるとともに、「サービス型小売業」として地域社会に受け容れられ、広くご支持をいただくためには、第一に当企業グループ内のガバナンスが重要な経営課題であると認識しております。適切な権限移譲により迅速かつ的確な意思決定が行われるとともに、重要事項については取締役会及び強力な業務執行を行うトップマネジメント体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に絶えず努めております。第二に当企業グループとステークホルダーとの良好な関係づくりが重要な経営課題であると認識しております。そのため各ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、各ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。さらにまた、お客様にご信頼をいただくための前提として、役員・社員のコンプライアンス（法令遵守）徹底に向けた組織的対応も欠かすことはできません。当企業グループではこれらをすべて併せてコーポレート・ガバナンスの課題としてとらえております。

当社においては、取締役が本部長を務めることによって、経営上の課題等を迅速かつ的確に把握し、管理機能の強化と各営業店舗までの迅速な経営意思の徹底を図ります。また、関係会社管理規程に従い、各子会社の独自性・特性を踏まえつつ、エディオングループとしての基本的ルールを遵守させるとともに、グループ間での人材交流を図りコミュニケーションを活性化することで、グループ全体としての意思統一を図っております。

③企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

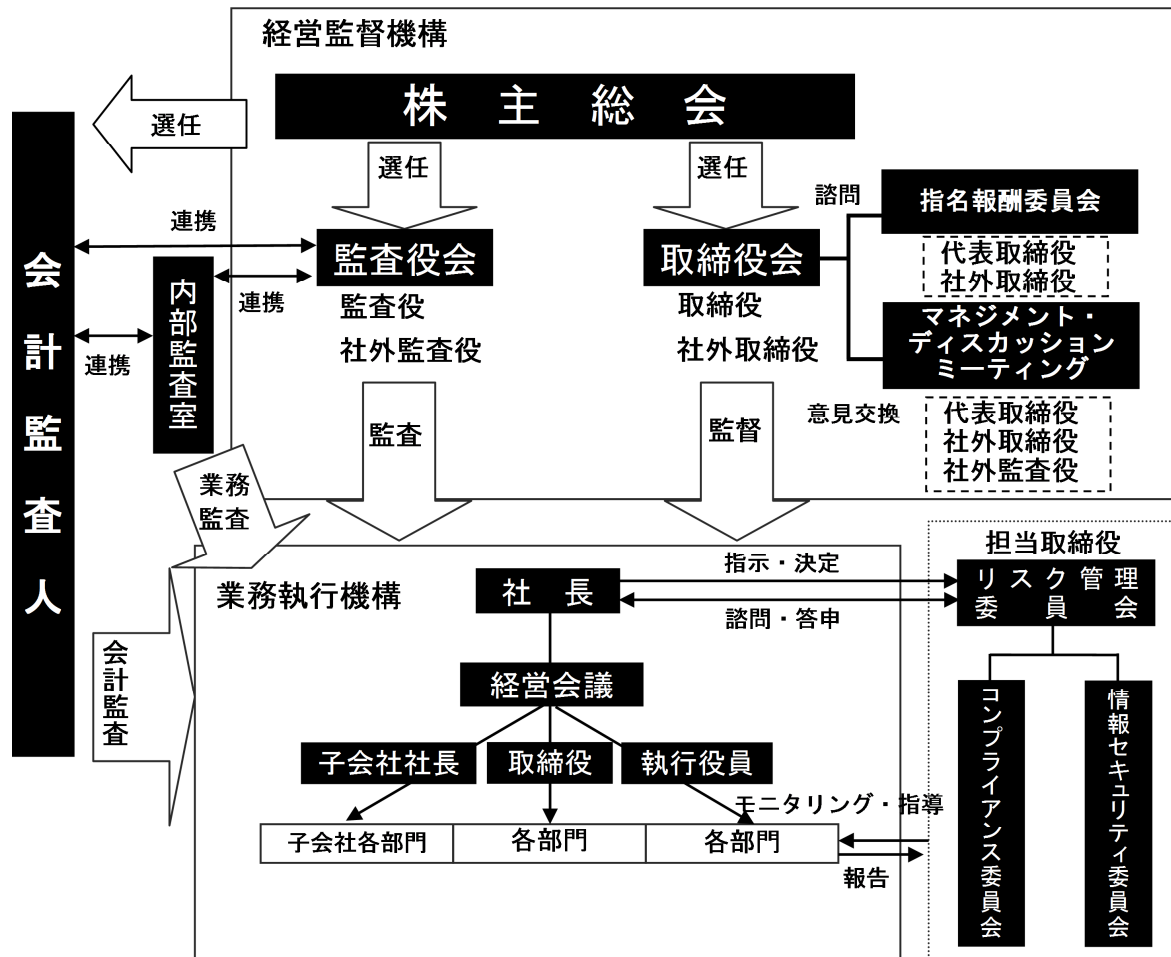
- a．取締役会は9名で構成し、原則月1回定例開催しております。
- b．当社は、経営上の重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、取締役が本部長を務めております。
- c．取締役会の開催等に加えて、経営会議等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を整備し、運用しております。
- d．取締役会の諮問機関として過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」を設置し、当社及び子会社の取締役・執行役員の選解任、後継者計画及び報酬に関する事項などを検討することで、経営の透明性の向上を図っております。
- e．業務の執行に携わらない社外取締役及び社外監査役と業務執行最高責任者である代表取締役を構成員とする「マネジメント・ディスカッションミーティング」を設置し、経営全般における特に重要な事項に関して助言や意見交換等を行うことで、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。
- f．コーポレート・ガバナンスの一環として「エディオングループ倫理綱領」を制定し、「倫理・コンプライアンスマニュアル」及び社員携帯用「倫理綱領カード」を配布するとともに、新入社員研修をはじめとする研修や啓蒙活動を実施しております。

また、個人情報保護法に対処すべく、個人情報保護方針、個人情報保護管理基本規程を制定するとともに、当社総務統括部を統括とする個人情報保護管理体制を構築しております。

- g．倫理綱領の徹底やコンプライアンスを含めた危機管理本部としての「リスク管理委員会」を設置しております。リスク管理委員会は総務担当役員を委員長とし、総務担当、人事担当、内部監査担当など、委員長が指名する者を委員として四半期に1回開催し、グループ企業を取り巻くリスクを総括的に管理しております。

また、「リスク管理委員会」の下に「コンプライアンス委員会」を設置し適宜開催することで、コンプライアンス体制の強化に努めております。

当企業グループにおける主要機関及び内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況の模式図は次の図のとおりであります。



ロ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に則した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築しております。

ハ．責任限定契約の内容の概要及びその理由

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等を除く取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役4名、監査役1名及び社外監査役2名との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

これらは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

ニ．取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨を定款に定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

ヘ．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としております。

ト．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への安定的かつ機動的な利益還元を図ることを目的としております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的としております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長 執行役員	久保 允誉	1950年2月18日生	1992年4月 (株)ダイイチ (現(株)エディオン) 代表取締役社長 2002年3月 当社代表取締役会長 2003年7月 当社代表取締役社長 2004年10月 (株)ふれあいチャンネル (現(株)ちゅピCOMふれあい) 代表取締役副社長 (現) 2012年6月 当社代表取締役会長兼社長 2015年2月 (株)サンフレッチェ広島代表取締役会長 (現) 2018年4月 (株)サンキュー代表取締役会長 (現) 2018年6月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 (現)	(注) 3	2,064
取締役 専務執行役員 経営企画本部長	山崎 徳雄	1957年1月15日生	2009年6月 当社取締役 2012年4月 当社経営企画本部長兼広報部長 2012年6月 当社常務取締役 2012年10月 当社経営企画本部長兼経営企画部長兼広報部長 2014年2月 当社経営企画本部長 (現) 2014年6月 当社専務取締役 2018年6月 当社取締役専務執行役員 (現)	(注) 3	29
取締役 専務執行役員 管理本部長	小谷野 薫	1963年1月27日生	2010年1月 日本総合アドバイザー事務所代表 2012年4月 (株)サンフレッチェ広島取締役 2012年9月 同社常務取締役 2013年1月 同社代表取締役社長 2015年6月 当社取締役 2015年10月 当社管理本部長 (現) 2016年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社専務取締役 2017年12月 フォーレスト(株)代表取締役社長 2018年6月 当社取締役専務執行役員 (現)	(注) 3	25
取締役 専務執行役員 営業本部長 兼商品統括部長	新 晶	1955年5月7日生	2016年8月 シャープ株式会社常務アジアパシフィック・中近東代表兼Sharp Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd. 会長兼社長 2017年3月 当社執行役員 当社E L S統括部長 2017年6月 当社常務取締役 2018年2月 当社営業本部長 2018年4月 当社営業本部長兼商品統括部長 (現) 2018年6月 当社取締役専務執行役員 (現)	(注) 3	12

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員 物流 I T サービス本部長	金子 悟士	1972年 8 月 1 日生	1998年 4 月 日本オラクル㈱入社 2001年 5 月 Oracle Corporation, Senior Software Engineer 2007年12月 Loudmouth Golf LLC, Chief Information Officer 2012年 1 月 同社Managing Director International 2013年10月 ㈱Loudmouth Japan (現 ㈱ラウドマウスジャパン) 代表取締役社長 (現) 2014年 1 月 Loudmouth Golf LLC, Chief Strategy Officer & Managing Director 2016年 6 月 Oracle Corporation, Group Manager 2018年 6 月 当社社外取締役 2019年 2 月 当社取締役専務執行役員 (現) 当社物流 I T サービス本部長 (現) 2019年 6 月 ㈱e-ロジ代表取締役社長 (現)	(注) 3	—
取締役	石橋 省三	1949年 7 月 5 日生	1995年 1 月 ㈱野村総合研究所経営開発部長 1997年 4 月 野村證券㈱金融研究所経営調査部長 1998年 6 月 同社金融研究所副所長兼企業調査部長 2000年 5 月 リーマン・ブラザーズ証券㈱マネージング・ディレクター 2003年 9 月 一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事 (現) 2004年 4 月 国立大学法人東京医科歯科大学理事 2005年 4 月 学校法人立正大学学園監事 2007年 6 月 ㈱みんかぶ (現㈱ミンカブ・ジ・インフォノイド) 社外監査役 2008年 4 月 学校法人栗本学園 (名古屋商科大学) 理事 (現) 2014年 6 月 当社社外取締役 (現) 2017年 3 月 ㈱みんかぶ (現㈱ミンカブ・ジ・インフォノイド) 社外取締役 (現)	(注) 3	—
取締役	高木 施文	1962年12月23日生	1990年 4 月 弁護士登録 ブレークモア法律事務所入所 1992年10月 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所 1999年 8 月 東京青山・青木・狛法律事務所パートナー 2002年 8 月 ホワイト&ケース法律事務所パートナー 2014年 3 月 高木法律事務所開業 2015年 6 月 当社社外取締役 (現)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	真弓 奈穂子	1955年10月29日生	1977年4月 岡三証券(株)入社 1993年7月 チューリヒ・スカダー・インベ ストメント・ジャパン(株) (現ドイツ エ・アセット・マネジメント(株)) 年金営業部グループリーダー 2002年5月 同社常務執行役員年金クライアン トサービス部ヘッド 2002年7月 ユービーエス・グローバル・アセ ット・マネジメント(株) (現UBS アセット・マネジメント(株)) 常務 取締役年金営業部ヘッド 2005年8月 ラザード・ジャパン・アセット・ マネージメント(株)マーケティン グ・クライアントサービス部ディ レクター年金チームヘッド (現) 2019年6月 当社社外取締役 (現)	(注) 3	—
取締役	福島 淑彦	1963年10月30日生	1990年4月 ソロモンブラザーズアジア証券(株) (現シティグループ証券(株)) 入社 1995年7月 スウェーデン王立ストックホルム 大学経済学講師 2003年4月 名古屋商科大学総合経営学部助教 授 2006年7月 名古屋商科大学総合経営学部教授 2007年4月 早稲田大学政治経済学術院教授 (現) 2019年6月 当社社外取締役 (現)	(注) 3	—
監査役 (常勤)	山田 富士雄	1959年8月29日生	1982年3月 (株)栄電社 (現(株)エディオン) 入社 2010年4月 当社財務部長 2013年4月 当社執行役員 当社管理本部財務経理統括部長兼 財務部長 2015年4月 当社管理本部財務経理統括部長兼 管理部長 2017年4月 当社管理本部財務経理統括部長 2017年6月 当社監査役 (現) (株)サンキュー監査役 (現) (株)エヌワーク監査役 (現) (株)エディオンハウスシステム監査 役 (現) (株)イー・アール・ジャパン監査役 (現) 2018年3月 (株)e-ロジ監査役 (現)	(注) 4	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	竹原 相光	1952年4月1日生	1977年1月 ピートマーウィックミッチェル会計事務所 1981年12月 クーパースアンドライブランド会計事務所 1996年8月 中央監査法人代表社員 2005年4月 ZECOOPパートナーズ(株)代表取締役 2005年6月 (株)CDG社外取締役(現) 2007年 公認会計士試験 試験委員 2007年2月 (株)エスプール社外取締役 2007年10月 (株)ピットアイル社外監査役 2014年6月 当社社外監査役(現) 2015年6月 元気寿司(株)社外取締役(現) 2016年6月 三菱製紙(株)社外取締役(現) 2017年11月 ZECOOPパートナーズ(株)取締役会長(現) 2018年10月 (株)神明ホールディングス社外取締役(現)	(注) 5	—
監査役	福田 有希	1963年7月30日生	1997年1月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年8月 税理士登録 福田公認会計士・税理士事務所開業 2016年4月 大阪地方裁判所・高等裁判所専門委員(現) 2017年6月 当社社外監査役(現)	(注) 4	—
計					2,136

- (注) 1. 取締役石橋省三、取締役高木施文、取締役真弓奈穂子及び取締役福島淑彦は、社外取締役であります。
2. 監査役竹原相光及び監査役福田有希は、社外監査役であります。
3. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社は、変化する経営環境に迅速かつ柔軟に対応する体制を構築し、企業価値の一層の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

提出日現在の役員を兼務する者以外の執行役員は以下の21名であります。

役名	職名	氏名
上席執行役員	物流 I T サービス本部 物流サービス統括部長	池畑 裕次
上席執行役員	(株)サンキュー 代表取締役社長	道法 一雅
上席執行役員	物流 I T サービス本部 情報システム統括部長 兼 情報システム企画部長	藤原 弘和
上席執行役員	営業本部 営業統括部長	高橋 浩三
上席執行役員	営業本部 E L S 統括部長	小島 規和
上席執行役員	営業本部 モバイルネットワーク統括部長	佐藤 篤
上席執行役員	営業本部 E C ・ビジネス統括部長 兼 フォーレスト(株) 代表取締役社長	浄弘 晴義
執行役員	管理本部 総務統括部長	加藤 孝宏
執行役員	新規事業開発担当	西本 孝
執行役員	営業本部 営業統括部 近畿営業部長	高田 健
執行役員	営業本部 営業統括部 中部営業部長 兼 関東静岡営業部長	伊藤 克彦
執行役員	なんば本店長	片岸 浩一
執行役員	経営企画本部 店舗開発統括部長	山田 英司
執行役員	管理本部 財務経理統括部長 兼 財務部長	浅野間 康弘
執行役員	営業本部 営業統括部 九州営業部長	北川 和男
執行役員	営業本部 営業統括部 中四国営業部長	門世 栄次郎
執行役員	倉敷本店長	西尾 啓作
執行役員	広島本店長	渡辺 伸一
執行役員	豊田本店長	住田 徳也
執行役員	営業本部 営業戦略統括部長	乗常 久志
執行役員	経営企画本部 人事統括部長 兼 人事部長	山下 浩樹

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
浅野間 康弘	1963年1月16日生	1985年4月 第一産業(株)入社 2006年4月 (株)デオデオ管理部長 2008年7月 同社総務部長兼人事部長 2013年4月 当社監査役室長 2013年6月 (株)エヌワーク監査役 (株)サンキュー監査役 (株)エディオンハウスシステム監査役 (株)イー・アール・ジャパン監査役 2015年4月 当社管理本部財務部長 2017年6月 (株)エディオンハウスシステム取締役(現) (株)イー・アール・ジャパン取締役(現) 2017年7月 当社管理本部財務経理統括部長兼財務部長(現) 2018年3月 (株)e-ロジ取締役(現)	5
沖中 隆志	1963年2月25日生	1985年4月 中谷洋一公認会計士・税理士事務所入所 1991年5月 中谷会計グループ 柳生佳洋税理士事務所転籍 2000年7月 中谷会計グループ 沖中隆志税理士事務所開業 2004年5月 (株)ミドリ電化社外監査役 2005年4月 当社社外監査役	—

②社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。

社外監査役については、監査役総数(3名)の半数以上及び定款の規定人員数(5名以内)を満たしており、現陣容にて十分な監査機能を果たしております。

イ. 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間に記載すべき特別な利害関係はありません。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役石橋省三氏は、一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役、学校法人栗本学園理事をそれぞれ兼職し、過去において株式会社野村総合研究所、野村證券株式会社、リーマン・ブラザーズ証券株式会社、国立大学法人東京医科歯科大学、学校法人立正大学にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該会社・法人との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役高木施文氏は、高木法律事務所を開業し、過去においてブレイクモア法律事務所、足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所、東京青山・青木・狛法律事務所、ホワイト&ケース法律事務所にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該法人との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役真弓奈穂子氏は、ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社マーケティング・クライアントサービス部ディレクター年金チームヘッドを兼職し、過去において岡三証券株式会社、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社、UBSアセット・マネジメント株式会社にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該会社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役福島淑彦氏は、早稲田大学政治経済学術院教授を兼職し、過去においてシティグループ証券株式会社、スウェーデン王立ストックホルム大学、名古屋商科大学にそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該法人との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役竹原相光氏は、ZECOOPパートナーズ株式会社取締役会長、株式会社CDG社外取締役、元気寿司株式会社社外取締役、三菱製紙株式会社社外取締役、株式会社神明ホールディングス社外取締役をそれぞれ兼職し、過去においてピートマーウィックミッチェル会計事務所、クーパーズアンドライブランド会計事務所、株式会社エスプールにそれぞれ在籍しておりましたが、当社と当該会社・法人との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役福田有希氏は、福田公認会計士・税理士事務所を開業し、過去においてセンチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)に在籍しておりましたが、当社と当該法人との間に特別の利害関係はありません。

ハ、社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役の石橋省三氏は、企業経営・金融における豊富な経験と知見を有しており、取締役会等における発言や、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員長を勤めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動を行っております。

社外取締役の高木施文氏は、弁護士としての企業法務の経験と専門的知見を有しており、取締役会等において自らの経験と知見を踏まえた発言を行っております。

社外取締役の真弓奈穂子氏は、金融・証券部門における豊富な経験に基づく助言等、当社の社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと期待しております。

社外取締役の福島淑彦氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、経済・経営分野における学識者としての知見に基づく助言等、当社の社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと期待しております。

社外監査役の竹原相光氏は、公認会計士の資格を、また社外監査役の福田有希氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

ニ、社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準として、会社法における規定及び証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を満たすとともに、さらに、以下に定める当社独自の独立性基準を設けております。

なお、社外取締役4名及び社外監査役2名はいずれも証券取引所の定める独立役員の要件を満たすとともに、また、当社独自の基準を満たしており、独立性は保たれております。

<独立性基準>

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

- a. 現在または過去において当社またはその子会社の業務執行者
- b. 当社の直近の株主名簿において持株比率10%以上の大株主または大株主である団体に現に所属している業務執行者
- c. 直近の3事業年度において、当社との取引総額が一度でも連結売上高の2%を越える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
- d. 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者）
- e. 直近3事業年度において、年間1,000万円または売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
- f. b～eの団体または取引先に過去に所属していた場合、その団体または取引先を退職後1年を経過していない者
- g. 当社またはa～eの業務執行者の配偶者または二親等以内の親族

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会や法令による設置義務のない経営会議等の会議体に出席し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っております。

社外監査役2名を含む各監査役は定期的に会計監査人と情報交換を行い、監査計画、監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について報告を受けるとともに、監査に関する情報の共有と意見交換を行っております。

また、定期的に内部監査室とも情報交換を行い、内部監査計画、体制、内部監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について情報を得るとともに、必要に応じて内部監査室スタッフに対して監査役監査の補佐に関する指示を与えております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。

なお、監査役山田富士雄氏は、当社の財務経理部門に在籍し長年にわたる実務経験を有しており、監査役竹原相光氏は公認会計士の資格を、また監査役福田有希氏は公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②内部監査の状況

内部監査室（提出日現在18名）は当社社長に直属し、内部統制部門として本社・営業店及びその関係会社を対象とし、業務執行状況の適正さを監査しており、監査役とは監査活動について連携を行っております。

また、内部監査室は、内部統制の評価に関して会計監査人と随時協議及び意見調整を行い、評価の妥当性についての検証を行っております。

③会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査をEY新日本有限責任監査法人に委嘱しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。また、法定監査はもとより、監査役及び内部監査室との間で、監査報告をはじめ、意見交換等を定期的に実施しております。

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

石田博信

井上正彦

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者等10名、その他10名です。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社では、外部会計監査人候補を適切に選定し、以下のとおり、外部会計監査人を適切に評価するための基準を設けております。

(1) 品質管理システムについて

- ・外部会計監査人の品質管理システムは、毎年外部会計監査人から品質体制についての報告を受け、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うことができる体制があること
- ・外部レビュー（公認会計士・監査審査会検査、日本公認会計士協会品質管理レビュー）等で、品質管理システムに影響を与えるような重大な指摘がないこと

(2) 監査計画について

- ・業界及び会社の環境に則した監査計画を策定していること
- ・監査計画策定に当たり、監査役からの要望等を反映していること

外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについては、以下3点を基準にして確認しております。

- (1) 外部会計監査人及び監査チームは、公認会計士法等で求められる独立性を保持していること
- (2) 監査計画に従った監査を実施する知識及び経験を有したメンバーを監査チームに加えていること
- (3) 複雑で重要な専門領域がある場合、会計及び監査以外の専門家を利用していること

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるなど、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

これらを踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に評価した結果、EY新日本有限責任監査法人の適格性に問題はないと判断しました。

④監査公認会計士等に対する報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	89	—	89	2
連結子会社	—	—	—	—
計	89	—	89	2

※当連結会計年度における提出会社の支払った非監査業務に基づく報酬の内容は、決算早期化に関するアドバイザリー業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

規模・特性・監査日数等を勘案した上定めております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、企業価値の向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の視線に立脚した経営意識の醸成を図り、持続的な成長を目指すことを目的として、金銭による基本報酬と業績連動報酬、株式報酬から構成されております。

基本報酬は、役位、在任期間、会社への貢献度により年度毎の固定報酬を支給します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度により報酬額を決定することにより、短期的インセンティブとして機能します。

株式報酬は、役位、会社への貢献度により譲渡制限付株式の割当を行い、中長期的なインセンティブとして機能します。

各報酬額の決定にあたっては、社外取締役を議長とする任意の「指名報酬委員会」にて検討を行い、取締役会にて決議いたします。

なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担い、監査役は客観的立場から取締役の業務の執行を監査する役割を担うことから、社外取締役及び監査役には、それぞれ基本報酬（固定報酬）のみを支給します。

また、取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております、上記報酬額とは別枠で2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年間1億円以内とご承認いただいております。

さらに、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	賞与	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	494	360	—	77	56	12
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	—	—	—	1
社外役員	36	36	—	—	—	6

(注) 1. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記取締役の報酬等の総額には、2018年6月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名の取締役在任期間分を含めております。

3. 上記社外役員の報酬等の総額には、2019年2月1日付で社外取締役から業務執行取締役に就任した金子悟志氏の社外取締役在任期間分を含めております。

4. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類別の総額の「その他」は、譲渡制限付株式報酬56百万円です。

③報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	業績連動報酬	賞与	その他	
久保 允誉	取締役	提出会社	135	—	40	28	204

(注) 報酬等の種類別の総額の「その他」は、譲渡制限付株式報酬28百万円です。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、単なる安定株主としての政策保有はいたしません。ただし、中長期的視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性（リスク・リターン）があると判断される場合のみ保有いたします。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有する株式については、取締役会で個別銘柄毎にその保有の適否を検証し、保有意義及び経済合理性が乏しいと判断される銘柄を中心に縮小を図ります。

また、保有する上場株式の議決権行使は、原則として当該株式発行会社の取締役会の判断を尊重し、当該議案が当社グループの企業価値向上に不利益を及ぼすと考えられる場合、または明らかに株主共同の利益を害すると考えられる場合を除き、肯定的な議決権行使をいたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	7	1,509

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)広島銀行	1,146,000	1,146,000	安定的な金融取引維持	有
	646	917		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	504,420	504,420	安定的な金融取引維持	有
	277	351		
(株)サンエー	77,200	77,200	営業取引（フランチャイズ契約）の強化 中長期的な関係維持	無
	341	473		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	28,917	28,917	安定的な金融取引維持	有
	112	128		
(株)愛知銀行	14,800	14,800	安定的な金融取引維持	有
	50	79		
(株)中京銀行	21,000	21,000	安定的な金融取引維持	有
	47	48		
(株)山口フィナンシャルグループ	35,360	35,360	安定的な金融取引維持	有
	33	45		

（注）特定投資株式の定量的な保有効果は測定が困難なため記載しておりませんが、経済的合理性については取締役会等で定期的に判断しております。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	21	47	21	47
非上場株式以外の株式	6	168	6	209

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
非上場株式	0	－	（注）－
非上場株式以外の株式	2	0	63

（注）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、評価損益の合計額は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修等に適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,227	9,035
受取手形及び売掛金	34,530	36,339
商品及び製品	※3 111,703	※3 96,686
その他	11,660	10,435
貸倒引当金	△63	△60
流動資産合計	166,059	152,436
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 59,455	※3 57,562
工具、器具及び備品（純額）	6,171	6,410
土地	※3,※5 67,965	※3,※5 67,536
リース資産（純額）	989	1,459
建設仮勘定	2,326	6,208
その他（純額）	848	792
有形固定資産合計	※1 137,758	※1 139,970
無形固定資産		
のれん	919	714
その他	7,853	7,487
無形固定資産合計	8,772	8,202
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 3,315	※2 2,620
差入保証金	26,011	25,346
繰延税金資産	22,782	23,064
その他	5,070	4,615
貸倒引当金	△321	△309
投資その他の資産合計	56,858	55,337
固定資産合計	203,389	203,511
資産合計	369,448	355,947

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 47,130	※3 31,139
短期借入金	※6 4,110	※6 1,040
1年内返済予定の長期借入金	※3 17,056	※3 2,958
リース債務	103	171
未払法人税等	3,835	3,971
未払消費税等	1,812	4,256
賞与引当金	4,752	5,250
ポイント引当金	9,497	10,376
その他	25,609	26,769
流動負債合計	113,907	85,934
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	16,632	15,625
長期借入金	※3 35,719	※3 41,010
リース債務	1,552	1,929
繰延税金負債	406	384
再評価に係る繰延税金負債	※5 1,708	※5 1,708
商品保証引当金	8,558	9,391
退職給付に係る負債	8,486	8,277
資産除去債務	7,579	7,909
その他	※3 5,892	※3 5,604
固定負債合計	86,535	91,841
負債合計	200,443	177,775
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,940	11,940
資本剰余金	84,953	85,021
利益剰余金	80,098	88,548
自己株式	△1,668	△639
株主資本合計	175,323	184,870
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	339	△52
土地再評価差額金	※5 △5,523	※5 △5,523
退職給付に係る調整累計額	△1,144	△1,123
その他の包括利益累計額合計	△6,327	△6,698
非支配株主持分	8	—
純資産合計	169,005	178,172
負債純資産合計	369,448	355,947

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	686,284	718,638
売上原価	※6 488,119	※6 508,818
売上総利益	198,165	209,820
販売費及び一般管理費	※1 182,786	※1 191,977
営業利益	15,378	17,842
営業外収益		
受取利息及び配当金	100	93
持分法による投資利益	17	—
受取手数料	81	311
助成金収入	112	205
その他	1,131	1,171
営業外収益合計	1,444	1,782
営業外費用		
支払利息	449	327
持分法による投資損失	—	111
寄付金	—	100
その他	206	195
営業外費用合計	655	735
経常利益	16,167	18,889
特別利益		
固定資産売却益	※2 603	※2 298
違約金収入	242	49
その他	94	9
特別利益合計	939	357
特別損失		
固定資産売却損	※3 238	※3 11
固定資産除却損	※4 1,005	※4 287
減損損失	※5 2,088	※5 1,081
賃貸借契約解約損	70	225
その他	181	249
特別損失合計	3,584	1,854
税金等調整前当期純利益	13,522	17,391
法人税、住民税及び事業税	5,363	5,900
法人税等調整額	△784	△142
法人税等合計	4,579	5,758
当期純利益	8,943	11,633
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1	△8
親会社株主に帰属する当期純利益	8,944	11,642

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	8,943	11,633
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△39	△391
退職給付に係る調整額	221	20
その他の包括利益合計	※ 182	※ △370
包括利益	9,125	11,262
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,126	11,271
非支配株主に係る包括利益	△1	△8

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,940	84,320	74,689	△12,083	158,866
当期変動額					
剰余金の配当			△2,692		△2,692
親会社株主に帰属する当期純利益			8,944		8,944
自己株式の取得				△2,371	△2,371
自己株式の処分		633		12,786	13,420
土地再評価差額金の取崩			△843		△843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	633	5,408	10,414	16,457
当期末残高	11,940	84,953	80,098	△1,668	175,323

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	379	△6,366	△1,365	△7,353	—	151,512
当期変動額						
剰余金の配当						△2,692
親会社株主に帰属する当期純利益						8,944
自己株式の取得						△2,371
自己株式の処分						13,420
土地再評価差額金の取崩						△843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△39	843	221	1,025	8	1,034
当期変動額合計	△39	843	221	1,025	8	17,492
当期末残高	339	△5,523	△1,144	△6,327	8	169,005

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,940	84,953	80,098	△1,668	175,323
当期変動額					
剰余金の配当			△3,192		△3,192
親会社株主に帰属する当期純利益			11,642		11,642
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		67		1,031	1,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	67	8,449	1,029	9,546
当期末残高	11,940	85,021	88,548	△639	184,870

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	339	△5,523	△1,144	△6,327	8	169,005
当期変動額						
剰余金の配当						△3,192
親会社株主に帰属する当期純利益						11,642
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						1,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△391	—	20	△370	△8	△379
当期変動額合計	△391	—	20	△370	△8	9,167
当期末残高	△52	△5,523	△1,123	△6,698	—	178,172

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,522	17,391
減価償却費	9,872	9,892
減損損失	2,088	1,081
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△105	△14
賞与引当金の増減額 (△は減少)	163	497
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△731	△208
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	890	878
受取利息及び受取配当金	△100	△93
支払利息	449	327
持分法による投資損益 (△は益)	△17	111
固定資産除却損	1,005	287
売上債権の増減額 (△は増加)	△118	△1,808
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,960	14,930
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,178	△15,990
前受金の増減額 (△は減少)	△262	1,595
その他	3,124	5,455
小計	25,999	34,335
利息及び配当金の受取額	40	41
利息の支払額	△416	△292
法人税等の還付額	196	174
法人税等の支払額	△4,267	△5,953
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,553	28,304
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,995	△11,254
有形固定資産の売却による収入	6,228	878
無形固定資産の取得による支出	△2,107	△1,727
長期前払費用の取得による支出	△192	△96
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
投資有価証券の売却による収入	7	19
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△2,078	△2
差入保証金の差入による支出	△1,044	△637
差入保証金の回収による収入	836	702
預り保証金の受入による収入	190	232
預り保証金の返還による支出	△998	△285
その他	△1,791	△248
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,944	△12,419

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	4,060	△3,070
長期借入れによる収入	9,000	8,300
長期借入金の返済による支出	△22,407	△16,991
自己株式の取得による支出	△2,371	△1
配当金の支払額	△2,445	△2,939
その他	△144	△373
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,308	△15,077
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,699	808
現金及び現金同等物の期首残高	9,927	8,227
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,227	※1 9,035

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

(株)サンキュー

(株)エディオンハウスシステム

(株)エヌワーク

(株)イー・アール・ジャパン

フォーレスト(株)

(株)e-ロジ

(株)福德

2018年6月29日付で(株)福德の全株式を取得し100%子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、2018年10月1日付で当社の連結子会社であった(株)エディオンコミュニケーションズを、当社を存続会社とする吸収合併を行なったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

主要な会社等の名称

「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ネオシステム(株)

(株)HUSALL

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)福德の決算日は、1月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

なお、2018年6月29日付で(株)福德の全株式を取得し100%子会社としたため、当連結会計年度における会計期間は9カ月となっております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来の利用見込額を計上しております。

④ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日より3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」及び「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

これらの結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示していた362百万円及び「その他」に表示していた963百万円は、「受取手数料」81百万円、「助成金収入」112百万円及び「その他」1,131百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた58百万円及び「その他」に表示していた148百万円は、「その他」206百万円に組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が8,604百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が8,506百万円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が98百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が98百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	125,518百万円	129,692百万円

※2 関連会社に対する株式は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
関連会社に対する株式	992百万円	880百万円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品及び製品	48百万円	43百万円
建物及び構築物	1,680	1,489
土地	874	874
計	2,602	2,406

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
支払手形及び買掛金	65百万円	56百万円
1年内返済予定の長期借入金	112	114
長期借入金	854	737
固定負債の「その他」(預り保証金)	588	552
計	1,621	1,461

4 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
㈱ちゅピCOMふれあい	40百万円	12百万円

※5 当社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

②再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△10,750百万円	△8,853百万円

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの	△2,182百万円	△2,182百万円

※6 当座貸越及び貸出コミットメント(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行20行と当座貸越契約及び取引銀行10行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの 総額	108,600百万円	110,600百万円
借入実行残高	4,000	1,000
借入未実行残高	104,600	109,600

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
広告及び販売促進費	19,800百万円	20,072百万円
ポイント引当金繰入額	7,680	8,296
商品保証引当金繰入額	3,971	4,662
給料手当及び賞与	56,049	57,806
賞与引当金繰入額	4,717	5,228
退職給付費用	2,533	2,445
営業用賃借料	23,040	24,068

※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
建物及び構築物	438百万円	151百万円
工具器具及び備品	0	0
土地	164	146
有形固定資産 その他	0	0
計	603	298

※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
建物及び構築物	50百万円	0百万円
土地	187	11
有形固定資産 その他	0	—
計	238	11

※ 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
建物及び構築物	138百万円	54百万円
工具、器具及び備品	71	44
有形固定資産 その他	0	0
無形固定資産 その他	0	2
除却費用	795	186
計	1,005	287

※5 減損損失

当企業グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)			当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)																										
<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>営業店舗</td><td>建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地 その他</td><td>大阪府他</td></tr><tr><td>賃貸設備</td><td>土地 建物及び構築物 その他</td><td>大分県他</td></tr><tr><td>その他</td><td>土地</td><td>岡山県他</td></tr></table> 当企業グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また現在未稼働で今後も事業の用に供する予定のないものについては遊休資産として物件単位毎に、グルーピングを行なっております。 上記の資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。 減損損失の資産グループごとの内訳としては営業店舗に属するものが1,812百万円、賃貸設備が271百万円、その他が4百万円、合計2,088百万円となっております。 減損損失の資産区分ごとの主な内訳は、建物及び構築物1,503百万円、工具、器具及び備品258百万円、土地302百万円、その他23百万円であります。 資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。なお、正味売却価額は重要性の高い資産グループについては、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト4.03%で割り引いて算定しております。			用途	種類	場所	営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地 その他	大阪府他	賃貸設備	土地 建物及び構築物 その他	大分県他	その他	土地	岡山県他	<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>営業店舗</td><td>建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地 その他</td><td>大阪府他</td></tr><tr><td>賃貸設備</td><td>建物及び構築物 工具、器具及び備品</td><td>兵庫県</td></tr><tr><td>その他</td><td>建物及び構築物 土地 工具、器具及び備品</td><td>広島県他</td></tr></table> 当企業グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また現在未稼働で今後も事業の用に供する予定のないものについては遊休資産として物件単位毎に、グルーピングを行なっております。 上記の資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。 減損損失の資産グループごとの内訳としては営業店舗に属するものが1,070百万円、賃貸設備が2百万円、その他が8百万円、合計1,081百万円となっております。 減損損失の資産区分ごとの主な内訳は、建物及び構築物820百万円、工具、器具及び備品226百万円、土地3百万円、その他31百万円であります。 資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。なお、正味売却価額は重要性の高い資産グループについては、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト4.07%で割り引いて算定しております。			用途	種類	場所	営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地 その他	大阪府他	賃貸設備	建物及び構築物 工具、器具及び備品	兵庫県	その他	建物及び構築物 土地 工具、器具及び備品	広島県他
用途	種類	場所																											
営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地 その他	大阪府他																											
賃貸設備	土地 建物及び構築物 その他	大分県他																											
その他	土地	岡山県他																											
用途	種類	場所																											
営業店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 土地 その他	大阪府他																											
賃貸設備	建物及び構築物 工具、器具及び備品	兵庫県																											
その他	建物及び構築物 土地 工具、器具及び備品	広島県他																											

※6 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
△255百万円	△22百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△56百万円	△563百万円
組替調整額	0	△0
税効果調整前	△56	△564
税効果額	17	172
その他有価証券評価差額金	△39	△391
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△64	△69
組替調整額	398	102
税効果調整前	334	32
税効果額	△112	△11
退職給付に係る調整額	221	20
その他の包括利益合計	182	△370

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	112,005,636株	—	—	112,005,636株
合計	112,005,636株	—	—	112,005,636株
自己株式				
普通株式	14,810,857株	2,258,689株	15,099,041株	1,970,505株
合計	14,810,857株	2,258,689株	15,099,041株	1,970,505株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,258,689株は、2017年3月8日の取締役会決議により東京証券取引所の市場買付取引による買付356,100株、2017年5月22日の取締役会決議により東京証券取引所の市場買付取引による買付1,901,200株及び単元未満株式の買取りによる増加1,389株であり、減少15,099,041株は、新株予約権の行使による減少15,099,000株及び単元未満株式の売渡しによる減少41株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(注)1,2,3	普通株式	16,778	98	15,099	1,777	—
	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(注)1,4	普通株式	12,124	69	—	12,194	—
合計		—	28,902	168	15,099	13,971	—

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
2. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。
3. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。
4. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,457	15	2017年3月31日	2017年6月30日
2017年11月7日 取締役会	普通株式	1,234	13	2017年9月30日	2017年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,650	利益剰余金	15	2018年3月31日	2018年6月29日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	112,005,636株	—	—	112,005,636株
合計	112,005,636株	—	—	112,005,636株
自己株式				
普通株式	1,970,505株	1,551株	1,217,717株	754,339株
合計	1,970,505株	1,551株	1,217,717株	754,339株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加1,551株は、単元未満株式の買取りによる増加1,551株であり、減少1,217,717株は、取締役及び執行役員に対する株式報酬による減少85,600株及び新株予約権の行使による減少1,132,117株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	2021年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債（注） 1, 2, 3	普通株式	1,777	11	1,132	656	—
	2025年満期ユーロ円建転換社 債型新株予約権付社債（注） 1, 4	普通株式	12,194	75	—	12,269	—
合計		—	13,971	86	1,132	12,926	—

（注）1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。

4. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,650	15	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	1,541	14	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,002	利益剰余金	18	2019年3月31日	2019年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の期末残高は、連結貸借対照表の現金及び預金勘定の残高と一致しています。

2 重要な非資金取引の内容

(1) 資産除去債務

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
資産除去債務増加高	522百万円	452百万円

(2) 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	一百万円	564百万円

(3) 転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の権利行使

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
新株予約権の行使による自己株式処分差益	633百万円	41百万円
新株予約権の行使による自己株式の減少額	12,786	958
新株予約権の行使による転換社債型 新株予約権付社債の減少額	13,420	1,000

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備（建物及び構築物）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度（2018年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	3,924	3,041	882
合計	3,924	3,041	882

(単位：百万円)

	当連結会計年度（2019年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	3,924	3,237	686
合計	3,924	3,237	686

② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	206	209
1年超	777	567
合計	983	777

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
支払リース料	216	216
減価償却費相当額	196	196
支払利息相当額	11	9

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1 年内	3,490	3,456
1 年超	28,339	28,817
合計	31,830	32,274

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1 年内	253	221
1 年超	3,374	3,152
合計	3,627	3,374

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS（キャッシュマネジメントシステム）をグループ内で利用すること等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	8,227	8,227	—
(2) 受取手形及び売掛金	34,530	34,530	—
(3) 投資有価証券			
その他の有価証券	2,275	2,275	—
資産計	45,033	45,033	—
(1) 支払手形及び買掛金	47,130	47,130	—
(2) 短期借入金	4,110	4,110	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	16,632	18,743	2,110
(4) 長期借入金(*)	52,775	52,841	66
(5) リース債務(*)	1,656	1,890	233
負債計	122,304	124,715	2,410
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	9,035	9,035	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,339	36,339	—
(3) 投資有価証券			
その他の有価証券	1,692	1,692	—
資産計	47,067	47,067	—
(1) 支払手形及び買掛金	31,139	31,139	—
(2) 短期借入金	1,040	1,040	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	15,625	16,143	518
(4) 長期借入金(*)	43,969	44,381	412
(5) リース債務(*)	2,100	2,300	200
負債計	93,874	95,005	1,131
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積もられた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	47	47
関係会社株式	992	880
差入保証金	26,011	25,346

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,566	—	—	—
受取手形及び売掛金	34,530	—	—	—
合計	38,096	—	—	—

(注) 「現金及び預金」には、現金（4,661百万円）が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,422	—	—	—
受取手形及び売掛金	36,339	—	—	—
合計	39,761	—	—	—

(注) 「現金及び預金」には、現金（5,612百万円）が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

4. 短期借入金、転換社債型新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,110	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約 権付社債	—	—	—	1,580	—	15,000
長期借入金	17,056	2,858	2,861	1,863	9,866	18,268
リース債務	103	95	97	101	105	1,151
合計	21,270	2,953	2,959	3,545	9,972	34,420

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,040	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約 権付社債	—	—	580	—	—	15,000
長期借入金	2,958	2,961	2,263	9,966	10,477	15,341
リース債務	171	174	179	184	181	1,209
合計	4,169	3,135	3,022	10,151	10,658	31,551

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,278	772	505
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,278	772	505
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	997	1,018	△21
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	997	1,018	△21
合計		2,275	1,791	483

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額47百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	881	631	249
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	881	631	249
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	811	1,141	△329
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	811	1,141	△329
合計		1,692	1,773	△80

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額47百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	7	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	7	—	—

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	19	0	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	19	0	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について0百万円（その他有価証券の株式0百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合については全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	21,000	6,000	(注)
合計			21,000	6,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	6,000	6,000	(注)
合計			6,000	6,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度（規約型確定給付企業年金制度、基金型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度）及び確定拠出型の制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	16,027百万円	15,277百万円
勤務費用	513	379
利息費用	30	29
数理計算上の差異の発生額	△4	65
退職給付の支払額	△831	△791
確定拠出年金制度移行に伴う減少額	△458	—
退職給付債務の期末残高	15,277	14,960

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	6,810百万円	6,791百万円
期待運用収益	190	95
数理計算上の差異の発生額	△69	△4
事業主からの拠出額	188	188
退職給付の支払額	△329	△388
年金資産の期末残高	6,791	6,682

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	8,408百万円	8,073百万円
年金資産	△6,791	△6,682
	1,617	1,390
非積立型制度の退職給付債務	6,869	6,886
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	8,486	8,277
退職給付に係る負債	8,486	8,277
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	8,486	8,277

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	513百万円	379百万円
利息費用	30	29
期待運用収益	△190	△95
数理計算上の差異の費用処理額	566	466
過去勤務費用の費用処理額	△330	△363
確定給付制度に係る退職給付費用	589	416

(注) 前連結会計年度については、上記の他に、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことに伴い、特別損失として55百万円を計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	△211百万円	△363百万円
数理計算上の差異	546	396
合 計	334	32

(注) 前連結会計年度における、過去勤務費用及び数理計算上の差異の金額には、退職一時金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う組替調整額（過去勤務費用△118百万円、数理計算上の差異△44百万円）が含まれております。

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	867百万円	503百万円
未認識数理計算上の差異	△2,533	△2,137
合 計	△1,665	△1,633

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	23%	26%
株式	15	13
一般勘定	59	58
その他	3	3
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	0.1～0.2%	0.1～0.2%
長期期待運用収益率	1.4%	1.8%
予想昇給率	1.0～2.6%	2.2%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,003百万円、当連結会計年度2,231百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	1,955百万円	1,986百万円
貸倒引当金	159	174
賞与引当金	1,468	1,623
未払法定福利費	225	248
減損損失	9,090	8,618
退職給付に係る負債	2,106	2,565
未払事業税	333	364
ポイント引当金	2,927	3,197
商品保証引当金	2,668	2,917
合併引継土地	1,548	1,548
資産除去債務	2,345	2,457
繰越欠損金(注)	408	317
その他	5,168	4,446
繰延税金資産小計	30,406	30,465
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	—	△84
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△6,414
評価性引当額小計	△6,513	△6,498
繰延税金資産合計	23,893	23,966
繰延税金負債		
建物等圧縮積立金	△127	△123
資産除去債務に対応する除去費用	△674	△663
その他有価証券評価差額金	△150	△72
その他	△563	△427
繰延税金負債合計	△1,516	△1,286
繰延税金資産の純額	22,376	22,679

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(※)	—	—	—	9	50	257	317
評価性引当額	—	—	—	△5	△43	△34	△84
繰延税金資産	—	—	—	4	6	222	233

(※) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金317百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産233百万円を計上しております。これは一部の子会社で税引前当期純損失を計上した事により生じたものですが、当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.8%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
住民税均等割額	2.6	2.2
評価性引当増減額	0.8	△0.4
その他	△0.5	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9	33.1

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び賃貸用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間（旧借地法、旧借家法は主に15年）に応じて見積り、割引率は0%～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	7,342百万円	7,579百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	436	355
時の経過による調整額	86	97
資産除去債務の履行による減少額	△285	△122
期末残高	7,579	7,909

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、賃貸用の店舗物件（土地、建物を含む。）を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は394百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は主に販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は275百万円（特別損失に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は298百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は主に販売費及び一般管理費に計上）、減損損失は1百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	20,763	16,389
期中増減額	△4,374	△760
期末残高	16,389	15,628
期末時価	13,985	14,181

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は取得による増加（430百万円）であり、主な減少額は売却による減少（4,102百万円）であります。当連結会計年度の主な増加額は取得による増加（36百万円）であり、主な減少額は売却による減少（529百万円）であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の10%以上でないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度の減損損失は2,088百万円となっております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度の減損損失は1,081百万円となっております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額及び未償却残高は102百万円、919百万円となっております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当企業グループの事業セグメントは、家庭電化商品等の販売及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額及び未償却残高は217百万円、714百万円となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険事務代行取引	38	前払費用	4
役員及びその近親者	友則 和寿	—	—	㈱エディオン相談役	—	顧問契約	顧問料支払	24	—	—

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	久保 允誉	—	—	㈱エディオン社長	—	—	自己株式の処分	39	—	—
役員及びその近親者	友則 和寿	—	—	㈱エディオン相談役	—	顧問契約	顧問料支払	24	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険事務代行取引	37	前払費用	4

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の処分については、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の割当によるものであります。

顧問料については、両者協議のうえ決定しております。

保険料の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

株式会社エディオンコミュニケーションズ

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	1	前払費用	0

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

株式会社エディオンコミュニケーションズ

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	0	—	—

株式会社エヌワーク

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	0	—	—

フォーレスト株式会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ショーエイ	愛知県日進市	90	保険代理業等	—	保険の取次	保険料	8	—	0

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

保険料の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,535円84銭	1,601円53銭
1株当たり当期純利益金額	90円84銭	105円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	71円90銭	93円78銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	8,944	11,642
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益金額(百万円)	8,944	11,642
普通株式の期中平均株式数(千株)	98,464	110,522
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	25,944	13,616
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社エディオン	2021年満期ユーロ円 建転換社債型新株予 約権付社債	2014年 10月3日	1,580	580	—	無	2021年 10月1日
	2025年満期ユーロ円 建転換社債型新株予 約権付社債	2015年 6月19日	15,052	15,045	—	無	2025年 6月19日
合 計	—	—	16,632	15,625	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2021年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債	2025年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償	無償
株式の発行価格 (円)	883.3	1,222.5
発行価額の総額 (百万円)	580	15,000
新株予約権の行使により発行した株式の発 行価額の総額 (百万円)	※14,420	—
新株予約権の付与割合 (%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 2014年10月17日 至 2021年9月17日	自 2015年7月3日 至 2025年6月5日

※ 新株予約権の行使請求に際しては、新株の発行に代えて、当社の自己株式を交付しております。

なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
—	—	580	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,110	1,040	0.22	—
1年以内に返済予定の長期借入金	17,056	2,958	0.36	—
1年以内に返済予定のリース債務	103	171	2.16	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	35,719	41,010	0.35	2020年4月 ～2029年5月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,552	1,929	3.14	2020年4月 ～2041年12月
合 計	58,542	47,109	—	—

(注) 1. 平均利率は、期末日現在の加重平均により算出しております。

2. 長期借入金の当期末残高には、建設協力金852百万円（1年以内に返済予定の長期借入金117百万円、長期借入金734百万円）が含まれております。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,961	2,263	9,966	10,477
リース債務	174	179	184	181

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	7,518	452	122	7,848
その他	60	—	—	60
合 計	7,579	452	122	7,909

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	157,154	352,358	539,633	718,638
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	1,222	10,621	14,584	17,391
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	652	7,131	9,656	11,642
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	5.93	64.80	87.54	105.34

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.93	58.85	22.81	17.85

②当社は公正取引委員会より2012年2月16日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

なお、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求することを決定し、2012年4月24日付で審判手続開始の決定がなされました。同審判は、2018年3月20日に結審しておりますが、審決の時期は未定であります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当事業年度 (2019年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,256	8,205
受取手形	11	17
売掛金	32,453	34,507
商品及び製品	101,314	88,462
原材料及び貯蔵品	259	334
前払費用	2,827	2,795
短期貸付金	1,079	1,047
未収入金	8,092	5,881
その他	169	202
貸倒引当金	△46	△107
流動資産合計	153,417	141,347
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 50,526	※1 49,623
構築物	※1 2,172	※1 2,158
機械及び装置	865	856
車両運搬具	20	13
工具、器具及び備品	5,616	6,056
土地	※1 66,962	※1 66,533
リース資産	840	1,339
建設仮勘定	2,328	6,191
有形固定資産合計	129,333	132,773
無形固定資産		
借地権	386	368
商標権	18	14
ソフトウェア	4,227	4,616
その他	1,238	645
無形固定資産合計	5,870	5,644
投資その他の資産		
投資有価証券	2,302	1,725
関係会社株式	19,752	19,452
出資金	1	1
長期貸付金	1,861	1,574
関係会社長期貸付金	42	21
長期前払費用	1,108	1,062
差入保証金	23,131	23,008
繰延税金資産	20,527	20,991
その他	1,200	1,222
貸倒引当金	△69	△59
投資その他の資産合計	69,860	69,001
固定資産合計	205,064	207,419
資産合計	358,481	348,766

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	45,887	28,986
短期借入金	※4 9,924	※4 6,793
1年内返済予定の長期借入金	※1 16,856	※1 2,958
リース債務	74	145
未払金	12,673	13,870
未払費用	22	23
未払法人税等	3,806	3,762
未払消費税等	1,632	3,875
前受金	8,540	9,978
預り金	284	327
前受収益	578	539
賞与引当金	4,190	4,806
ポイント引当金	8,911	9,758
その他	1,702	467
流動負債合計	115,085	86,292
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	16,632	15,625
長期借入金	※1 35,719	※1 40,710
リース債務	1,423	1,826
再評価に係る繰延税金負債	1,708	1,708
退職給付引当金	6,152	6,058
商品保証引当金	7,217	8,201
資産除去債務	6,511	6,885
預り保証金	※1 5,128	※1 4,928
その他	410	481
固定負債合計	80,903	86,425
負債合計	195,989	172,718
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,940	11,940
資本剰余金		
資本準備金	64,137	64,137
その他資本剰余金	47,258	47,325
資本剰余金合計	111,395	111,462
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	46,019	58,866
利益剰余金合計	46,019	58,866
自己株式	△1,668	△639
株主資本合計	167,686	181,630
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	328	△58
土地再評価差額金	△5,523	△5,523
評価・換算差額等合計	△5,194	△5,582
純資産合計	162,492	176,048
負債純資産合計	358,481	348,766

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	617,354	651,746
売上原価	439,398	461,649
売上総利益	177,956	190,096
販売費及び一般管理費	※1 163,611	※1 173,328
営業利益	14,344	16,767
営業外収益		
受取利息	56	48
受取配当金	530	506
受取手数料	70	299
その他	1,055	1,230
営業外収益合計	1,712	2,084
営業外費用		
支払利息	453	331
寄付金	—	100
その他	191	176
営業外費用合計	645	607
経常利益	15,411	18,244
特別利益		
固定資産売却益	※3 447	※3 297
抱合せ株式消滅差益	—	4,183
違約金収入	242	49
その他	50	0
特別利益合計	739	4,530
特別損失		
固定資産売却損	※4 196	※4 11
固定資産除却損	※5 941	※5 301
減損損失	2,050	779
賃貸借契約解約損	65	9
災害による損失	0	138
その他	69	56
特別損失合計	3,323	1,296
税引前当期純利益	12,828	21,479
法人税、住民税及び事業税	5,115	5,623
法人税等調整額	△937	△183
法人税等合計	4,177	5,439
当期純利益	8,650	16,039

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	11,940	64,137	46,624	110,761	40,905	△12,083	151,523
当期変動額							
剰余金の配当					△2,692		△2,692
当期純利益					8,650		8,650
自己株式の取得						△2,371	△2,371
自己株式の処分			633	633		12,786	13,420
土地再評価差額金の取崩					△843		△843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	633	633	5,114	10,414	16,163
当期末残高	11,940	64,137	47,258	111,395	46,019	△1,668	167,686

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	371	△6,366	△5,995	145,527
当期変動額				
剰余金の配当				△2,692
当期純利益				8,650
自己株式の取得				△2,371
自己株式の処分				13,420
土地再評価差額金の取崩				△843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△42	843	801	801
当期変動額合計	△42	843	801	16,964
当期末残高	328	△5,523	△5,194	162,492

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	11, 940	64, 137	47, 258	111, 395	46, 019	△1, 668	167, 686
当期変動額							
剰余金の配当					△3, 192		△3, 192
当期純利益					16, 039		16, 039
自己株式の取得						△1	△1
自己株式の処分			67	67		1, 031	1, 098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	67	67	12, 846	1, 029	13, 943
当期末残高	11, 940	64, 137	47, 325	111, 462	58, 866	△639	181, 630

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	328	△5,523	△5,194	162,492
当期変動額				
剰余金の配当				△3,192
当期純利益				16,039
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				1,098
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△387	－	△387	△387
当期変動額合計	△387	－	△387	13,556
当期末残高	△58	△5,523	△5,582	176,048

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

②時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上しております。

(5) 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

これらの結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示していた336百万円及び「その他」に表示していた789百万円は、「受取手数料」70百万円及び「その他」1,055百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた58百万円及び「その他」に表示していた133百万円は、「その他」191百万円に組み替えております。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「災害による損失」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた69百万円は、「災害による損失」0百万円及び「その他」69百万円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」7,812百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」20,527百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	1,634百万円	1,448百万円
構築物	46	40
土地	874	874
計	2,554	2,363

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	112百万円	114百万円
長期借入金	854	737
預り保証金	588	552
計	1,555	1,404

2 関係会社項目

関係会社に対する債権・債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	3,108百万円	2,590百万円
長期金銭債権	42	21
短期金銭債務	7,083	6,427
長期金銭債務	14	—

3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
㈱ちゅピCOMふれあい	40百万円	12百万円

※4 当座貸越及び貸出コミットメント（借手側）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行20行と当座貸越契約及び取引銀行10行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	108,600百万円	110,600百万円
借入実行残高	4,000	1,000
借入未実行残高	104,600	109,600

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度73%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告及び販売促進費	17,909百万円	18,293百万円
運賃	6,911	8,107
ポイント引当金繰入額	7,269	7,842
商品保証引当金繰入額	3,653	4,452
給料手当及び賞与	49,422	51,819
賞与引当金繰入額	4,190	4,806
退職給付費用	2,177	2,212
減価償却費	8,870	8,838
営業用賃借料	21,246	22,277

2 関係会社に係る注記

関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	5,422百万円	3,227百万円
仕入高	14	14
販売費及び一般管理費	3,781	4,308
営業取引以外の取引高	500	473

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	97百万円	106百万円
構築物	0	44
工具、器具及び備品	0	0
土地	349	146
計	447	297

※４ 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	8百万円	0百万円
構築物	—	0
土地	187	11
計	196	11

※５ 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	87百万円	62百万円
構築物	24	17
機械及び装置	—	0
車輛運搬具	0	0
工具、器具及び備品	62	46
ソフトウェア	0	1
長期前払費用	—	0
除去費用	767	171
計	941	301

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式19,323百万円、関連会社株式428百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式19,023百万円、関連会社株式428百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	1,847百万円	1,986百万円
貸倒引当金	67	83
賞与引当金	1,282	1,470
未払法定福利費	195	223
減損損失	8,711	8,207
退職給付引当金	1,882	1,853
ポイント引当金	2,726	2,986
商品保証引当金	2,208	2,509
合併引継土地	1,548	1,548
資産除去債務	1,992	2,106
その他	4,450	4,246
繰延税金資産小計	26,913	27,222
評価性引当額	△5,576	△5,477
繰延税金資産合計	21,336	21,745
繰延税金負債		
建物等圧縮積立金	△64	△61
資産除去債務に対応する除去費用	△527	△558
その他有価証券評価差額金	△145	△68
その他	△71	△65
繰延税金負債合計	△808	△754
繰延税金資産の純額	20,527	20,991

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.8%	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.2	△0.7
住民税均等割額	2.7	1.7
評価性引当増減額	1.6	△0.5
抱合せ株式消滅差益	—	△6.0
その他	△1.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6	25.3

(企業結合等関係)
共通支配下の取引等

当社は、2018年7月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社エディオンコミュニケーションズを吸収合併することを決議し、2018年10月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業	株式会社エディオンコミュニケーションズ
事業の内容	携帯電話等の販売

(2) 企業結合日

2018年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし株式会社エディオンコミュニケーションズを消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社エディオンコミュニケーションズは解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社エディオン

(5) 取引の目的

エディオンコミュニケーションズは、2000年より携帯電話の通信サービス提供会社（以下「キャリア」）の一次代理店として営業を行っておりました。2017年4月からは一次代理店業務を当社に移管し、二次代理店としてキャリアショップ運営（32店舗）および法人営業を行なっておりました。

現在、家電商品やリフォームなどでも通信機能を搭載した商品が一般化しつつあり、新たなサービスも次々と登場しております。エディオンコミュニケーションズを吸収合併することにより、携帯電話販売事業の強化とともに、これまで両社が培ってきたノウハウを相互に活かした新たなサービスや販売提案を行います。また、間接部門の統合などを行い、エディオングループの経営効率向上を図ります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

なお、当該合併に伴う、抱合せ株式消滅差益4,183百万円を特別利益に計上しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資 産 の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額
有形固 定資産	建物	50,526	4,394	724 (579)	4,572	49,623	92,299
	構築物	2,172	285	36 (14)	263	2,158	8,458
	機械及び装置	865	102	0	111	856	427
	車両運搬具	20	—	0	6	13	55
	工具、器具及び備品	5,616	2,909	208 (161)	2,261	6,056	18,616
	土地	66,962 [△3,814]	78	507 (3)	—	66,533 [△3,814]	—
	リース資産	840	564	—	65	1,339	510
	建設仮勘定	2,328	13,222	9,359	—	6,191	—
	計	129,333 [△3,814]	21,557	10,835 (758)	7,280	132,773 [△3,814]	120,367
無形固 定資産	借地権	386	19	—	36	368	833
	商標権	18	2	—	7	14	206
	ソフトウェア	4,227	1,879	1	1,488	4,616	24,446
	その他	1,238	1,463	2,044	12	645	152
	計	5,870	3,364	2,045	1,544	5,644	25,638
投資そ の他の 資産	長期前払費用	1,108	350	22 (21)	373	1,062	2,461

(注) 1. 建物の当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

都城吉尾店 360百万円 新下関店 282百万円

2. 土地の当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

群馬県高崎市 539百万円 三重県津市 132百万円

3. 土地及び有形固定資産計の当期首残高、当期減少額、及び当期末残高における〔 〕内は内書きで、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）により行った土地の再評価に係る土地再評価差額金であります。

4. 当期減少額欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	115	64	12	167
賞与引当金	4,190	4,957	4,341	4,806
ポイント引当金	8,911	7,842	6,995	9,758
商品保証引当金	7,217	4,452	3,468	8,201

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当社は、公正取引委員会から、独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、2012年2月16日付で排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

なお、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求することを決定し、2012年4月24日付で審判手続開始の決定がなされました。同審判は、2018年3月20日に結審しておりますが、審決の時期は未定であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																				
定時株主総会	決算日の翌日から3ヶ月以内																				
基準日	3月31日																				
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日																				
1単元の株式数（注）	100株																				
単元未満株式の買取り・買増し	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 取次所 買取・買増手数料																				
取扱場所																					
株主名簿管理人																					
取次所																					
買取・買増手数料																					
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://www.edion.co.jp/																				
株主に対する特典	3月31日の株主に対し、最大25%割引優待券（税込1,000円以上のお買い上げに対して、税込1,000円毎に25%の割引）を持株数に応じて、次のとおり贈呈します。 <table><tr><td>100株以上</td><td>500株未満</td><td>12枚</td></tr><tr><td>500株以上</td><td>1,000株未満</td><td>40枚</td></tr><tr><td>1,000株以上</td><td>2,000株未満</td><td>60枚</td></tr><tr><td>2,000株以上</td><td>5,000株未満</td><td>80枚</td></tr><tr><td>5,000株以上</td><td>10,000株未満</td><td>100枚</td></tr><tr><td>10,000株以上</td><td></td><td>200枚</td></tr></table>			100株以上	500株未満	12枚	500株以上	1,000株未満	40枚	1,000株以上	2,000株未満	60枚	2,000株以上	5,000株未満	80枚	5,000株以上	10,000株未満	100枚	10,000株以上		200枚
100株以上	500株未満	12枚																			
500株以上	1,000株未満	40枚																			
1,000株以上	2,000株未満	60枚																			
2,000株以上	5,000株未満	80枚																			
5,000株以上	10,000株未満	100枚																			
10,000株以上		200枚																			

（注）当社定款の定めにより単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利は行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第17期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第18期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

（第18期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月9日関東財務局長に提出

（第18期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2018年6月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 訂正発行登録書（社債）

2018年6月29日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月28日

株式会社エディオン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 博信
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 正彦
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エディオンの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エディオンが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年 6 月28日

株式会社エディオン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 正彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エディオンの2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオンの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 (東京都千代田区外神田一丁目2番9号) 株式会社エディオン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号) 株式会社エディオン 大阪支店 (大阪府北区中之島二丁目3番33号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長執行役員久保允誉及び最高財務責任者取締役専務執行役員管理本部長小谷野薫は、当社の第18期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 小谷野 薫
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 (東京都千代田区外神田一丁目2番9号) 株式会社エディオン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号) 株式会社エディオン 大阪支店 (大阪府北区中之島二丁目3番33号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長執行役員久保允誉及び最高財務責任者取締役専務執行役員管理本部長小谷野薫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社6社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定いたしました重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高、受取手形及び売掛金、商品及び製品」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。